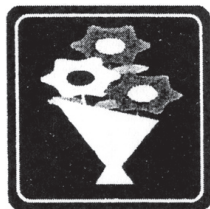


税制についての租研会員の意見調査結果

平成 24 年 10 月

公益社団法人 日本租税研究協会

税制についての租研会員の意見調査結果



(公社) 日本租税研究協会

Ⅰ 調査の概要

今回の調査は、従来同様、本協会役員・評議員、法人会員（維持会員）、個人会員（通常会員）計849人を対象として実施しました。

(1) 目 的

(公社) 日本租税研究協会加入の会員の皆様の税制についての意見・提案を調査し、本協会の活動の指針とするとともに、今後、関係当局が税制改革を行う際の資とすることをねらいとしています。今回の意見調査結果は今後の税制改正に関する意見等で活用していきたいと考えています。

(2) 対 象

(公社) 日本租税研究協会加入の会員（維持会員・通常会員・特別会員）のうち、維持会員・通常会員・本協会の役員（会長・副会長・監事・理事）・評議員を対象としました。

対象とした維持会員は、会社（業種としては全業種）、各種団体、国公・私立大学、会計・法律事務所、その他の計340、通常会員は大学教授・助教授、税理士・公認会計士・弁護士、その他の計413、本協会の役員・評議員は96です（単位・敬称を省略させていただきました）。

(3) 実施期間

平成24年7月13日から7月31日まで。

(4) 方 法

会員意見調査用紙を本協会より郵送し、回答者より回答用紙を本協会に返送していただきました。

Ⅱ 会員意見調査の特色

(1) 回 収 率

全体では25.0%で、昨年度（27.0%）よりも2.0ポイント低下した。

(2) 意見調査結果のポイント

調査結果のポイントは以下の通りである。

① わが国は多くの課題を抱えているが、政府が最優先で取り組むべき政策課題は、財政の健全化、東日本大震災からの復旧・復興、経済成長政策（新成長戦略の推進等）であった。

② 消費税率の引き上げについては過半の会員がプラスに評価しているが、同時に、高齢者の自己負担割合の引き上げ、年金給付の引き下げ、生活保護の重点化・適正化といった社会保障改革を進めるべきとしている。

- ③ わが国においては、政府活動からの国民の「受益」と、その財源である「負担」とが乖離し、「中福祉―低負担」と言われている。今後、高齢化のさらなる進行にともないその乖離が一層拡大することが危惧されているなか、会員の多くが、受益と負担の乖離を問題と捉えており、「中福祉・中負担」の社会保障制度を構築する方向性を支持している。
- ④ 今後の税制改正にあたって最も重視すべき原則として、「公平性の確保」が最多であった。このことは、国民が納得して税を納めるためには、税負担が担税力に応じて適正に配分されることが不可欠であることを示している。また、税制改革において重視すべき点としては、「経済活力の強化」をあげた会員が最多であった。
- ⑤ 消費税については税率の引き上げを容認する意見が多数であるが、15%を上回る税率を容認する会員はきわめて少数であった。また、税率が10%以上となる場合には何らかの逆進性対策が必要とする会員が半数を超えた。
- ⑥ 法人課税については、税負担が日本企業の国際競争力を弱めるとともに、配当、財務体質、株価ひいては「企業価値」に影響を与えているとの認識を多くの会員が有しており、実効税率の引き下げを求める会員が多い。とくに、近年において法人税の影響が強まっているという認識が強まっている。
- ⑦ 個人所得課税については、税収調達機能については現状程度が望ましいとする会員が多いものの、最低税率適用ブラケット幅の縮小など、税率構造とブラケットの見直しが必要と考える会員は多い。
- ⑧ 課税割合が低下している相続税であるが、基礎控除の水準については引き上げるべきとする回答と、現行制度を維持すべきとする回答とがほぼ拮抗しており、今後、相続

税のあり方について国民的な議論が必要であることが示された。

- ⑨ 地方税については、簡素化（税目の整理統合）を望む声が最多であった。また、受益と負担の連動を強化するために応益原則を徹底させるべきとする会員も多い。
- ⑩ 地球温暖化対策税の導入については、慎重であるべきとする会員が多い。印紙税については、電子商取引や電子書類には課税されないという問題が生じていることから、廃止を検討すべきとする会員が多数を占めている。
- ⑪ 会員（企業）においては税務コンプライアンスの向上に対する意識が強い。
- ⑫ 税制一般に関しては、制度が複雑化し、事務負担、費用の増大等となっていることを問題とする会員が多い。

解 説

I. 財政及び税制全般について

1. 経済及び財政政策全般

(1) 経済及び財政政策

問1 政策課題について

わが国は、内外の経済・社会構造の激しい変化の中で、短期、中長期ともに多くの問題に直面している。こうした状況下、政府が優先的に取り組むべき政策課題は何かをたずねたところ、「財政の健全化（含む歳出削減）」と答えた会員が64.6%（昨年は70.0%）と最多であった。発生から1年余が経過したことから、「（東日本）大震災からの復旧・復興」と答えた会員は昨年の88.5%から比率を落としているものの、今年も62.3%の会員が優先的に取り組むべき課

題としてあげている。この結果は、東北地方の復旧・復興が道半ばであることへの反応とも言える。

わが国の経済は、円高の持続、電力問題等を基因とする産業・雇用の空洞化の懸念があるとともに、厳しい雇用状況、デフレなどが依然として続く厳しい状況にある。こうした実態を反映して、「中長期的な経済成長政策（新成長戦略の推進等）」をあげた会員は59.0%に上った。閉塞感のある経済の現状から脱却し、活力ある経済社会を再構築することによって、国民一人一人が安心して暮らせる社会を実現するためにも、経済成長は喫緊の課題であることをこの結果は示している。昨年度には半数を超える会員が「税制の抜本的改革」をあげていた（53.7%）が、今年度は34.4%に低下した。この背景には、社会保障・税一体改革のなかで、消費税率の引き上げが決定したことがあると考えられる。

問2 財政赤字と財政健全化目標

わが国の国・地方の長期債務残高は、平成24年度末に940兆円（対GDP比196%）に達すると見込まれており、世界の主要国の中では、けた外れの財政赤字国となっている。このような状況を放置することは、財政の持続可能性を危うくするとともに、将来世代に負担を先送りすることによって、大きな不公平を発生させることになる。また、巨額の財政赤字は日本国民にとってのみならず、世界経済の安定という点からも極めて重大な問題を引き起こしかねない。

こうした厳しい財政状況にあって、政府は平成22年6月に財政運営戦略において、国・地方の基礎的財政収支を遅くとも2015年度までに赤字対GDP比を2010年度から半減、また、遅くとも2020年度までに黒字化するなどの財政健全化目標を立てた。

このような政府の財政再建への取り組みについてたずねたところ、「大震災からの復旧・復興、さらには経済回復を最優先に考えるべきで

あり、政府が示す財政運営戦略ほどには財政健全化を急ぐ必要はない」と答えた会員は8.0%にすぎず、「大震災からの復旧・復興、さらには経済状況の回復の優先度が高いが、できる限り、財政健全化を進めるべきである」とした会員が47.2%と最多であった。また、「社会保障・税一体改革により財政健全化に不退転の決意で早急に取り組むべきであって、国際的な日本の信認を得る上でも、安易な目標の後退を容認すべきではない」の34.9%がそれに次いだ。財政健全化への取り組みの必要性に対する会員の意識の強さが読み取れる。

問3 財政運営

財政の健全化が大きな課題であることが調査から明らかになったが、そこで、現政府における税財政の運営及び方針をどのように評価するかについて複数回答でたずねた。高齢化の進行によって給与所得者数が相対的に減少するが、世代間の負担の均衡を考えて「消費税増税は評価できる」と答えた会員は52.4%と最多であった。この比率は昨年度の38.3%に比べて大きく上昇しているが、消費税率の引き上げが具体化してきたことを歓迎する結果と考えられる。しかし、社会保障費が歳出の30%を占め、かつ、毎年1兆円増大している実態を踏まえて、「社会保障費の効率化、重点化を大胆に行うべき」が50.9%と続いた。

このように、社会保障と税一体改革の必要性を多くの会員は感じている。法人税に関しては、大震災の復旧・復興財源との関連で5%引き下げが実質的に棚上げになり、平成27年度以降、そのあり方を検討するとされているものの、実効税率の引き下げ方針がでていないことを「評価できない」と答えた会員は半数近い43.4%に上った。法人税の負担軽減によって経済を成長させ、税収を増やすことで財政収支を改善するという方向、つまり、経済成長と財政健全化の両立を実現できる財政運営を、会員は求めている。

問4 社会保障と成長戦略

政府は、社会保障の強化により国民は安心してお金を消費に回すことができるようになるとともに、消費活動を通じて新たな雇用を創出する形で経済成長に寄与するとの方向性を打ち出している。また、雇用創出効果を高めるためには、現金給付から現物給付へと重点をシフトさせているとしている。

これらの方向性についての評価を複数回答でたずねたところ、「社会保障政策を通じた経済成長に期待しているので評価する」と答えた会員は9.9%（去年は14.1%）にすぎず、「現物給付は、現金給付よりも雇用創出効果が高いと期待されるため評価する」も11.3%（去年は7.9%）にすぎなかった。そして、52.4%と半数以上の会員が「具体性に乏しく、社会保障がどのような姿になるのか想像できない」と厳しい評価を下している。経済成長に寄与する社会保障制度の構築のためには、真に必要とされる分野に給付を限定し、厳にバラマキ的な給付を行うことがあってはならない。

問5 歳出削減

巨額の長期債務を抱えているわが国においては、さらなる歳出削減努力が必要であるが、限られた資源を効果的に使い国民生活を豊かにするためには、真に必要なものとそうでないものとのメリハリのきいた歳出削減が必要である。そこで、現状以上に歳出削減努力を行うべき分野を複数回答でたずねたところ、「特別会計、独立行政法人等」が56.6%と最多であった。行政の守備範囲の拡大過程で創設されてきた特別会計の中にはその役割を減少させたものが存在することや、本来、官から民への流れの中で創設されたはずの独立行政法人への歳出削減が不十分とする意見は、公共部門の本来的機能への回帰を求めるものと言える。第2位の「公務員人件費」(56.1%)は、行政の守備範囲の縮小、事務・事業の効率化による定数の削減、公務員給与の適正化等の改革を求めるものである。社

会保障についても47.2%と半数に近い会員が削減を求めている。効率的で効果的な社会保障制度の構築が、国民負担増の抑制と経済パフォーマンスの強化のためにも不可欠である。近年の削減傾向を反映してか、公共投資の削減を求める会員は27.4%と、数年前に比べるとその比率を低下させている。しかし、今後も、国民の生活や企業活動に真に貢献するインフラ整備に公共投資を重点化することの必要性が小さくなっているわけではない。

問6 消費税率引き上げによる日本経済への影響

消費税の税率が引き上げられることになったが、消費税の増税については経済に対して悪影響を及ぼすのではないかという不安も存在する。そこで、消費税率引き上げが日本経済に及ぼす影響についてどのように考えるかをたずねたところ、「消費税の経済への影響は、短期的にはあるとしても、それ以外の成長政策、金融政策、世界の金融経済情勢による影響が強いことから、そのときの状況による」とする会員が58.0%と最多であった。明確に「経済にマイナスの影響を及ぼす」と答えた会員は15.6%であり、逆に、「現役世代は財政や社会保障の持続可能性への不安から消費支出を抑制しており、消費税率を引き上げても、家計の将来の不安が払拭できれば、消費はむしろ増加する可能性があり、経済にプラスになる」と答えた会員が13.7%であった。財政健全化のためには消費税率の引き上げが不可欠であり、同時に経済成長戦略を実現することで、経済へのマイナス影響を最小限にとどめることが求められている。

問7 消費税の地方配分について

現行消費税の4%は国税、1%は地方税であり、これに地方交付税を通じて自治体に配分する分を含めると、消費税の最終的な配分は、国56.4%、地方43.6%となっている。「社会保障・税一体改革案」では、現行の消費税（5%分）

については上記の配分の枠組みを変更しない前提で、新たな引き上げ分について、社会保障給付における国と地方の役割分担に応じた財源配分を実現することとされている。消費税の国と地方の配分のあり方についてたずねたところ、「国と地方の役割分担を明確にし、現行分も含めて、全体の配分を見直すべき」と答えた会員が59.4%（去年は72.2%）と最多であった。「国と地方の増収分の配分は、政府案のとおり、社会保障給付の国と地方との役割分担に応じて、配分すればよい」は17.0%、「増収分は国に重点的に配分すべき」は9.9%にすぎない。消費税の国と地方の配分については、消費税収を巡る国と地方の単なる綱引きを回避するためにも、国と地方の機能分担、国税と地方税の税源配分など、抜本的な見直しを含めて検討することを会員は求めている。

(2) 受益と負担

問8 受益と負担水準

わが国においては、国民全体が受ける社会保障の「受益」と「負担」が乖離し、「中福祉—低負担」と言われており、今後さらなる高齢化の進行にともないその乖離が一層拡大することが危惧されている。そこで、今後の社会保障のあり方として、どのように考えるかをたずねたところ、「中福祉—中負担を目指し、財源不足の将来世代への付け回しを避けるべき」と考える会員が71.7%（去年は76.7%）と圧倒的多数であった。「自己負担や自己責任をより強化することが望ましく、公的に提供するサービスについては、低福祉—低負担とすべき」は少数ではあるが、18.4%であったのに対して、「高福祉—高負担に踏み出すべき」は2.4%にすぎなかった。

問9 国民負担率に関する意識

国・地方を合わせた国民負担率は38.8%（平成23年度、国税、地方税、社会保障負担の合計額の対国民所得比）であり、欧州の先進諸国と

比べて低い水準となっている。しかし、国・地方の巨額の累積債務残高や少子・高齢化の急速な進行による社会保障費等の支出増加が見込まれるなか、国民負担率はどの程度までなら許容できるかをたずねたところ、「50%程度を限度とすべき」と答えた会員が54.2%（去年は58.6%）と半数を超え、次いで、「現状レベルを維持すべき」が24.1%（去年は26.4%）であった。この結果は、前問の「中福祉—中負担」と答えた会員が多いことと整合的である。今後、財政支出の増加が見込まれるとしても、こうした国民負担に対する国民の意識にも配慮し、社会保障の給付水準を検討する必要がある。

問10 年金制度について

政府の社会保障改革に関する集中検討会議では、①現役時代にはじめる保険料に応じて給付を受ける「所得比例年金」と所得比例年金の額に応じて給付を受ける「最低保障年金」の組み合わせ、②全ての人に対し月額7万円以上の年金、③「所得比例年金」の給付財源は「保険料」、「最低保障年金」の財源は「税」とする年金制度が提案されている。

望ましい年金制度のあり方についてたずねたところ、会員の28.3%（去年は25.1%）が、将来の少子・超高齢化社会における人口構成から判断して、政府の社会保障改革に関する集中検討会議案は「実現困難」であると答えた。そして会員の35.8%（去年は30.8%）は「給付額の引き下げ、給付開始年齢の引き上げ、保険料の引き上げ等思い切った制度改革を検討すべき」と答えている。

問11 社会保障改革について

国民が安心して暮らせる社会を築くためには社会保障制度の持続可能性を高めなくてはならないが、それには、負担に耐えうる税制の構築と同時に、膨張を続ける社会保障費の抑制及びそのための制度の効率化・重点化等抜本的な見直しが不可欠である。そこで、社会保障制度改革

革の方向性についてたずねた。「高齢者自己負担割合の引き上げ」と答えた会員が42.9%と最多であった。軽微な傷病を給付の対象に含める公的医療保険制度の宿命として存在するのがモラル・ハザードである。医療サービスや医薬品に対する需要を抑制し、医療費の膨張を抑えるために現在1割となっている高齢者の自己負担の引き上げが必要と感じる会員が半数近くに達した。これに次ぐのが「生活保護の重点化・適正化の徹底」の42.0%である。近年、生活保護率が急上昇し、国、地方ともに財政を圧迫するようになっている。こうした中、生活保護の不正受給や勤労意欲の阻害効果が問題とされていることが、この回答を多くした背景にあると考えられる。第3位は「高所得者の年金給付の引き下げ」の40.6%である。高齢化の進行の中で年金収益率の世代間格差が問題になっているが、高所得高齢者については年金による保障水準を引き下げても良いのではないかと多くの会員が考えている。

2. 税制全般

政府における社会保障・税一体改革においては、社会保障改革の安定財源確保と財政健全化を同時に達成するため、消費税率を引き上げることを含め、所得、消費、資産にわたる税制全般の改革を実施していくこととされた。その後、民自公の合意により、2014年4月に8%に、翌15年10月に消費税率を引き上げる法案が成立した。しかし、税制についてはまだ残された課題は多い。こうした状況下で、今後の税制改革に向けて会員の意見を聞いた。

(1) 税制改正へ向けての基本的視点

問12 課税原則

どのような時代にあっても、税制は公平・中立・簡素という基本原則を満たさなくてはならない。しかし、税制の構築に際して優先すべき原則や基準は時代とともに変化する。経済社会

を取り巻く環境が大きく変化しているわが国において、今後の税制改正にあたって最も重視すべき原則は何かをたずねた。58.0%（去年は65.6%）の会員が「公平性の確保」をあげ、課税の大原則としての公平性を重視すべきだとしている。税負担に対する国民の理解を得るためには、各人の担税力に応じた公平な負担が求められるからである。また、「簡素性の確保」の22.6%（去年19.8%）がそれに次いだ。納税者にとって理解しやすく、納税コストができるだけかからないような税制の仕組みを構築することも必要であり、そのためにも税制は簡素なものでなくてはならず、ややもすると軽視されがちであった簡素の原則を追求する必要があることを結果は示している。

問13 税制改革にあたって重要な視点

望ましい税制を設計するためには、課税原則に加えて具体的な制度設計の視点が不可欠である。そこで、税制改革において特に重視すべき点は何かを複数回答でたずねたところ、会員の73.6%（去年76.7%）が「経済活力の強化」をあげた。欧米先進国に例を見ないスピードと規模での少子高齢化の進行やグローバル化の一層の進展など、わが国経済社会の基本構造が大きく変貌しつつあるなかで、活力ある社会を実現するためには、好調な経済の持続が不可欠であり、それを支えることが税制にも求められるという認識を反映したものであると同時に、現下の厳しい経済情勢を反映した結果である。第2位は「安定的な税収の確保」の49.1%であった。近年、格差問題がクローズアップされているが、格差問題の是正に関しては「世代間格差の是正」が28.3%、「所得格差問題の是正」が17.5%、「地域間格差の是正」が7.1%であった。世代間格差は、少子高齢化が進む中で所得税に依存することで発生する問題であるのに対して、所得格差、地域間格差は再分配政策に関わるものであり、税制以外の手段による是正が可能であることを反映しているのかもしれない。

問14 税目別バランスと税制改正

わが国の課税状況（国税・地方税計）は、平成21年度（実績ベース）で、所得税課税が33.8%、法人税課税が16.2%、消費課税が32.3%、資産課税が17.7%という税目別の税収構造比率になっている。税制改正を行うにあたり、日本の税目別税収構造どのように改善させるべきかをたずねた。「消費税、所得税をより重視する」（ドイツ、イギリス型）と答えた会員が39.2%、「消費税をより重視する」（フランス型）が36.3%であった。今後の社会保障費の増大や現在の財政状況を考えると、とくに消費税を重視することの必要性が確認されたとと言える。

Ⅱ. 各 税 目

1. 消 費 税

(1) 消費税の引き上げと使途について

問15 消費税の引き上げの是非、引き上げ幅

増加する社会保障費の安定財源として消費税の増税が決定した。消費税率の引き上げの是非、また、上げる場合はどの程度が妥当もしくは容認可能であるかをたずねたところ、「現状維持」と答えた会員は3.8%にすぎず、大部分の会員が消費税率の引き上げを認めている。また、税率については「10～15%」が34.9%と最も多く、次いで「8～10%」が33.5%となった。ただし、欧州の国々のように15%を上回る税率を容認する会員はきわめて少数であった。

問16 消費税率の引き上げ時期

税制抜本改革2法案では、消費税率（国、地方）を2014年4月1日に8%へ、15年10月1日に10%へ引き上げることとされている。将来に向けた安定財源の確保を消費税に求めるとしても、意見の相違が予想される引き上げ時期についてたずねたところ、「経済の回復が確認でき

れば、景気に配慮しながら、数年間に渡って徐々に引き上げる」は昨年調査では26.0%と最多であったが、今年は21.2%に低下した。そして、「国の信頼を確保し、財政の健全化への動きを明確にするため、早急に消費税率を引き上げる」が昨年の15.0%から28.3%に上昇し、最多となった。「経済の回復が確認できれば早急に引き上げる」は8.0%（昨年13.7%）、「財政は危機的状況にあることから、速やかに引き上げる」は12.7%（昨年11.5%）、「歳出改革を徹底的にやるのが先決であり、歳出における「無駄」がなくなるまでは引き上げるべきではない」は13.2%（昨年13.2%）であった。このように消費税率引き上げの時期についての意見は割れているが、経済状況を見極める必要があるものの、現在の厳しい財政状況を考慮して、歳出削減とは関係なく引き上げを実施すべきと考える会員が多数であった。

問17 使途及び目的税化

税制抜本改革2法案では、消費税の使途を年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化対策の費用に限定することとされたが、この点についてどのように考えるかをたずねた。「税の基本からすれば一般税であることが望ましく、使途の硬直化に繋がる危惧があり反対である」が33.0%と最多であったが、「消費税の増税を国民に理解してもらうためには、目的税化はやむを得ない」も29.7%、「社会保障以外の歳出増大を抑制するためにも、使途は限定すべき」も28.8%と、税率引き上げのための現実的な対応と、他の歳出膨張の歯止め効果に期待して、消費税の一般財源にこだわらないと考える会員が多い。

(2) 逆進性対策

問18 逆進性対策

わが国消費税の特徴は、非課税の範囲が小さく、税率は標準税率の一本だということである。その結果、消費税の負担は逆進的となるが、税

率が低い水準であるため逆進性が大きな問題とされなかった。しかし、税率の引上げが組上に上るとき、逆進性緩和、あるいは低所得層対策の必要性に関する議論が浮上している。税制抜本改革2法案では、消費税率が8%になる時期から暫定的随時的措置として簡素な給付措置を実施し、消費税率の更なる引き上げについては、給付付き税額控除又は複数税率の導入等について検討することとされた。そこで、消費税の逆進性対策の必要性についてたずねたところ、「消費税率が10%以上の場合には、逆進性対策を行う必要がある」と答えた会員が52.8%（昨年55.1%）と最多であった。消費者の選択に中立的であるためには税率は一定であることが望ましいとされるが、逆進性対策を税率引き上げにともなう政治コストとみなし、現実的対応策としてとらえる会員が多い。

問19 逆進性対策として適当な方法

逆進性緩和にはいくつかの方法が考えられる。そこで、逆進性対策として適当と思われる方法についてたずねたところ、「生活必需品等に対しては、複数税率を導入すべき」と答えた会員が34.0%（昨年35.2%）と最多であったが、「給付付き税額控除を導入すべき」や「簡素な給付措置を導入すべき」もおのおの26.9%、24.5%に上った。逆進性対策を行う場合には、公平性、消費行動に与える影響などを十分に考慮した選択が求められる。

(3) インボイス制度

問20 インボイス制度の導入について

仕入税額控除の際に税額を明記した請求書等の保存を求めるインボイス制度の導入についての考えをたずねたところ、「複数税率となる場合以外には、導入すべきではない」が32.1%（昨年37.9%）と最多であり、「複数税率となっても、導入すべきではない」と答えた会員も29.7%（昨年18.5%）に達した。一方、「現行税率を引上げる場合に、その引き上げ幅にかか

わらず、導入すべきである」と積極的に導入を求める会員は14.2%（昨年21.1%）、「税率が二桁になる場合には、導入すべき」も15.6%にすぎなかった。このように、インボイス制度の導入に否定的な会員が多数を占め、その比率は昨年の調査よりも高まっている。この結果は、インボイス制度の導入にともなう事務負担増大の問題視する会員が多いことを示している。

(4) 消費税の転嫁

問21 消費税の転嫁について

消費税は転嫁を通じて最終的に消費者が負担することを予定している税であるが、消費税率の引き上げにともない、転嫁が円滑に行われるかどうか懸念されている。転嫁の円滑化のためには、どのような対策が有効と考えるかを複数回答でたずねた。「消費税の転嫁及び価格表示に関する指針の作成、周知」と答えた会員が56.6%と半数を超え、次いで「不公正な取引の検査、監視の強化」が44.3%であった。消費税の転嫁を円滑に行えるようにするための環境整備が必要であると会員の多くは考えている。

2. 法人税

(1) 法人実効税率と課税ベース

法人課税については、平成23年度税制改正で、課税ベースの拡大と合わせて法人実効税率の5%引き下げが行われた。また、社会保障・税一体改革では、平成27年度以降において、雇用および国内投資の拡大の観点から、実効税率の引き下げの効果および主要国との競争上の諸条件等を検証しつつ、そのあり方について検討することとされている。そこで法人実効税率と課税ベースについて、企業行動に法人税が及ぼす影響も含めて調査を行った。

問22 法人実効税率の企業行動への影響

企業行動にはさまざまな要因が影響を及ぼすが、法人収益に課税される法人税もその一つで

あると言われている。わが国の法人実効税率（国税と地方税の合計）は平成23年度税制改正により、40.7%から35.6%（平成24年4月現在）に引き下げられた。しかし、フランス33.3%、ドイツ29.5%、イギリス24.0%と比べると依然として高く、日本企業と競合する中国25.0%、韓国24.2%等のアジア諸国と比べると、相当高くなっている。諸外国との税率に差異がある場合に、企業行動にどのような影響を与えるかについて、複数回答でたずねた。「国際的に見て法人実効税率が高くなっていることが、国際競争力、とくにアジア諸国との競争を厳しいものとしている」と答えた会員が62.3%と最多であった。また、「日本の法人実効税率の高さは、日本企業の配当、財務体質、株価ひいては「企業価値」に影響を与え、企業活力を弱める原因となっている」と答えた会員は43.4%、「本社機能や生産拠点を海外に移転する計画がある場合には、法人実効税率の高さが判断の重要な要素の一つである」は40.1%、「外国企業が日本に進出するに当たっては、日本の法人実効税率の高さは日本への投資の障害の一つの要素となっている」と答えた会員も37.7%に上った。一方、「企業行動においては、法人実効税率の高さは判断要素の一部に入るが、市場開発、需要サイド、製品の品質等の供給サイド等多くの要素からの総合的な判断によっており、大きな障害はない」と答えた会員は11.3%にすぎず、法人税の実効税率が企業行動に影響を及ぼす可能性は大きいと考えられ、成長戦略として法人実効税率の引き下げは重要なポイントとなることが結果から読み取れる。

問23 法人税の企業への影響の変化

前問のように法人税が企業活動に影響するという回答が多数であったが、10年前と比較して法人税の影響は高まったと感じるかどうかをたずねたところ、「影響が高まっている」と答えた会員が67.0%に達した。この回答は、他の要因が日本での企業活動に不利な状況になってき

たために、重い法人税負担をカバーしきれなくなってきたことが背景にあると考えられる。

問24 企業行動における法人税の影響が高まった理由

そこで、「企業行動において法人税の影響が高まった」と答えた会員に、その理由をたずねたところ、「海外（輸出先、海外拠点等）の国での法人税減税により日本との法人税の格差が拡大」したことをあげた会員が57.5%に上り、実効税率の格差拡大が最大の理由であることが明らかとなった。企業の投資活動には法人税だけでなく、さまざまな要因が存在することから、それらを総合的に勘案した上で法人税のあり方を検討すべきという声もある。しかし、労働コスト、円相場、市場の成長性、原材料、エネルギーなどの面で、国内企業を取り巻く環境が厳しくなっている中、企業は法人税負担により敏感に反応するようになっていると考えられる。

問25 法人実効税率の水準について

平成23年度税制改正において、課税ベースの拡大等とあわせて、法人実効税率が5%引き下げられ35.6%となった。上の設問ではわが国の法人税が相対的に高いこと、法人税が企業活動に影響していること等が示されたが、それでは、日本の法人実効税率をどの水準にすべきかをたずねたところ、「主要アジア諸国との国際競争の調和が取れる水準までさらに10%程度引き下げるべきである。（法人実効税率25%程度）」と答えた会員が44.8%と最多であり、「欧州諸国との国際競争の調和が取れる水準までさらに5%程度引き下げるべき（法人実効税率30%程度）」の37.3%がそれに続いた。法人の負担は法人税だけでなく総合的に捉えるべきという主張もあるが、「社会保険料を含めると先進国の中では、税率は必ずしも高くなく、現行水準でよい」と答えた会員は13.2%にすぎなかった。つまり、平成23年度税制改正で実現した5%の引き下げでは不十分とする会員が多数を占めた。

法人実効税率を引下げ、税率格差を解消することは、国内への投資を呼び込み、経済活力の強化を通じた税源の育成とそれによる税収増加につながることに着目する必要がある。

問26 課税ベースの拡大

法人実効税率の引き下げに際しては、とくに法人税収の減少への対応策として租税特別措置の見直し、課税ベースの拡大を検討するとの議論がある。平成23年度税制改正においても、法人税率の引き下げに合わせて、課税ベースが拡大された。今後さらに法人税を引き下げる場合、課税ベースをどのように考えるかについて複数回答でたずねた。「過去の改正時に、課税ベースの拡大を実施してきた結果、諸外国に比しても課税ベースは狭くなく、国際的整合性の確保と国際競争力の強化の観点を考えれば、課税ベースを広げるべきではない」と答えた会員は昨年の34.8%から今年は43.4%に上昇した。次いで、「租税特別措置等の政策税制は、研究開発税制、グリーン化税制等の政策効果の高いものは本則化、他は廃止することにより適正化し、一部課税ベースを広げる」と答えた会員が32.1%（昨年37.0%）であった。この回答は課税ベースの拡大を容認するというよりは、むしろ政策効果の大きいものに重点・強化することを提案していると考えることができよう。他方、法人税はわが国財政において大きな収入ウェイトを占めていることから、財政運営の視点から法人税のあり方を考えることについては、「税率を国際水準並みに引き下げる場合には、財政状況も鑑み、思い切って課税ベースを広げることもやむを得ない」と答えた会員は18.9%（昨年20.3%）にすぎなかった。課税ベースの拡大については、企業活動の活性化、現行の政策税制の効果なども踏まえて検討することの必要性を結果は示している。

問27 研究開発支援税制

経済活力の基盤として研究開発投資は重要で

あり、世界的には、研究開発投資促進税制を拡充する動きが続いている。一方、わが国の新経済成長戦略では、官民合わせた研究開発投資がGDP比4%以上の達成を目標とされているが、現在の厳しい財政状況から、法人実効税率の引き下げを行う場合には、研究開発支援税制も含めて見直しをすべきであるとの考えもある。

そこで、研究開発支援税制のあり方についてたずねたところ、「研究開発支援税制は、我が国が国際競争力を維持・強化していく上で有効な税制であるので、短期の時限措置ではなく、本則化し恒久的な税制とすべき」と答えた会員が45.8%と最多であった。そして、「研究開発支援税制は、我が国の経済成長の基幹ともなるべきものであり、新経済成長戦略の目標達成のために積極的に拡充すべき」が40.6%、「研究開発支援税制は、我が国が国際競争力を維持・強化していく上で有効な制度であり、継続すべき」が35.4%と続いた。一方、「研究開発税支援税制によるメリットは特定の業種に偏っているため課税の公平原則に反するから廃止すべき」は4.7%にすぎなかった。このように、大多数の会員が研究開発投資の重要性と、投資促進のための税制上の措置の必要性を認識している。このことは、少子化にともなう人口減少により労働力人口が減少していくわが国経済においては、生産性を向上させることが不可欠であり、したがって、イノベーションの重要性がさらに高まっていることを会員が感じているからであろう。

問28 研究開発支援税制の拡充に向けた具体的措置

前問で研究開発支援税制の必要性が浮かび上がったが、「積極的に拡充すべき」と答えた会員に具体的な措置についてどのように考えるかをたずねた。「総額型（試験研究費の総額に対する税額控除）についてさらに拡充すべきである（法人税控除限度額の引き上げ、恒久措置化

等)」と答えた会員が38.7%と最も多かった。
「繰越税額控除限度超過額の繰越期間の延長、適用要件の緩和又は廃止をすべき」の19.3%、
「欧州や中国等で採用されている「パテントボックス税制」（特許権等の知的財産権に係る収益に対する優遇税制）を導入すべき」の18.9%がそれに続いた。

問29 法人実効税率の軽減の際の税收規模

法人税収入は8兆9,677億円（平成22年度決算額）に上っている。このことが法人の重い税負担となっているわけであるが、同時に現在の厳しい財政状況から、実効税率引き下げにともなう法人税收の減少を問題とする考えもある。そこで、日本の法人実効税の税率を引き下げの場合に、その税收規模の確保策についてどのように考えるかをたずねた。「法人税率の減等も含めた成長戦略による投資の増、成長によって税收は増加するため、さらなる税率引き下げ分に対する短期的な税收財源の補填（税收規模に対する中立性）に拘る必要はない」と考える会員が41.0%に達したが、「日本の税收構造は法人税に偏っていることから、法人税收の減少は、税制全体の中でカバーされるべき」と答えた会員も36.8%であった。

経済成長によって税收は確保されるというサプライ・サイドの効果や、消費税等で税收は確保すべきという考えをベースに、税收確保を目的として、法人実効税率引き下げと同時に課税ベースを拡大することには否定的な会員が圧倒的多数である。

(2) 法人関連税制

問30 法人関連税制における改正

法人税については、近年、組織再編税制の創設、連結納税制度の創設、研究開発投資減税、会社法に対応した税制の整備、減価償却制度の見直し等企業活力強化の観点から改正が行われてきた。しかし、グローバル化の急速な進展に対応していくためには、国際課税の分野を含め、

解決すべき課題も残されている。そこで、税率以外の見直すべき課題について最も重要なものは何かを複数回答でたずねた。「受取配当の益金不算入割合」が46.7%と最多であり、「欠損金の繰越・繰戻」43.4%、「移転価格税制」34.4%、「外国子会社合算税制（タックスヘイブン税制）」33.0%、「連結納税」28.3%と続いた。二重課税の回避の必要性や、企業経営の中長期的な安定性を確保するうえで重要な制度である欠損金の繰越・繰戻はわが国の制度が諸外国に比べて不利になっている点が指摘されたとと言える。

1) 連結納税制度

問31 連結納税制度の改正

連結納税のメリットが消滅することから批判が大きかった連結付加税は平成16年度に廃止されたものの、その他にも、連結納税制度普及の障害になっている制度が存在する。その点が前問での「連結納税について見直すべき」が比較的高い比率になって現れたと考えられる。そこで、連結納税制度について最も優先度の高い改正項目について複数回答でたずねたところ、会員の61.3%が「連結子会社の連結前欠損金の持込制限の廃止」をあげ、「適用開始・加入時における資産の時価評価の除外要件の緩和」の52.8%、「法人事業税、法人住民税への導入」の37.7%が続いた。企業は経営形態の変更など環境変化への対応策を懸命に模索しているところであり、連結納税制度の普及を妨げる要因については見直しが必要である。

2) 受取配当の益金不算入割合

問32 受取配当の益金不算入割合

受取配当の益金不算入制度について最も優先度の高い改正項目はどれかをたずねたところ、「受取配当の益金不算入割合を100%とするべき」が56.1%と、半数を超える会員が見直しを求めている。二重課税防止の観点からの改正が必要である。

3) 企業会計と税務会計の乖離

問33 企業会計と法人税法との乖離

企業会計の国際会計基準への移行にともない企業会計と法人税法上の取り扱いとの乖離が問題とされているが、乖離が大きくなると思われるのはどの項目かを複数回答でたずねた。「有形固定資産」が46.7%と最も多く、「収益認識基準」の39.6%、「資産の減損」の34.9%、「退職給付」の32.1%、「引当金、偶発債務、偶発資産」の31.6%が続いた。

問34 確定決算主義

企業会計と税務会計との乖離が拡大しているなか、確定決算主義については、「実務的に対応が困難な点については、損金経理要件を外すなど確定決算主義の調整を行うべき」と答えた会員が59.4%と最多であった。しかし、「所得計算の妥当性を確保する等の観点から、確定決算主義は維持すべき」とする会員も25.5%に上っている。このように、確定決算主義については会員の意見は分かれている。ただ、「確定決算主義は廃止すべき」と答えた会員は9.9%と少なかった。

4) 税制の予測可能性

問35 租税制度と実務との間の予測可能性

企業活動を行ううえで予測可能性はきわめて重要な条件であり、活動に影響を及ぼす税制についても同様である。そこで、租税制度の実務上の取り扱いにおいて、とくに、不透明であったり、予測可能性に問題があったりする領域があるかを複数回答でたずねたところ、75.5%の会員が「移転価格税制」と答えた。以下、「タックスヘイブン税制」の34.0%、「国際的な組織再編税制」の30.2%が続いた。企業活動がグローバル化している今日、活動を円滑に進めるためにも、とくに予測可能性が重要となるのは、国際課税関係であることを結果は示している。

3. 国際課税

問36 租税条約

近年、租税条約について、多数の条約の改定や租税協定が締結されるなど国際的な税務当局間のネットワークの拡充が進展しているが、さらに優先度の高い改善策は何かをたずねた。「アジア地域の投資促進のため、アジア諸国との源泉税の免除等の促進」、「移転価格税制の適用による二重課税の解消を図るため、租税条約の締結、改正の一層の促進」と答えた会員がともに47.2%と最多であり、「投資交流の活発化が見込まれる国々との租税条約の締結、改正の一層促進」の39.2%がそれらに続いた。経済のグローバル化が進展する中、経済交流が一層拡大するように環境整備を図ることが重要であり、そのためにも租税条約について改定することを会員は求めている。

問37 移転価格税制

平成23年度税制改正でのOECDにおける移転価格ガイドラインの改正にともない、独立企業間価格の算定方法の適用順位の見直しや独立企業間価格幅の取扱の明確化など大幅に改正されたところであるが、さらに改善すべき優先度の高い点は何かをたずねた。「経済実態を踏まえたガイドラインの充実」と答えた会員が48.1%と最多であった。移転価格課税の透明性や予測可能性を確保することへの期待の現れであろう。また、「価格算定文書の明確化について、企業の負荷が軽減されるように、効果的な資料を公表すべき」も44.8%に上った。

問38 外国子会社合算税制（タックスヘイブン税制）

外国子会社合算税制（タックスヘイブン税制）は、平成22年度税制改正で大幅に改正されたが、今後更に改正すべき項目はどれかをたずねたところ、会員の半数近く（44.3%）が「軽

課国の判定基準である実効税率を20%未満に引下げるべき」と答えた。世界的に法人税の実効税率が低下している中で、判定基準を引き下げる必要性を会員は感じている。また、「外国関係会社の所得に課される税の負担が20%以下であるかどうかを個別に判定する事務負担が大きいため、軽課国を直接指定する制度を設けるべき」と答えた会員が42.9%、「現行では、外国子会社の利益のみを合算しているが、損失についても通算を認めるべき」も42.0%に上った。

4. 個人所得税

(1) 税収調達機能と所得再分配機能

問39 個人所得税と税収調達機能

累次の減税によって所得税の税収調達能力が落ちていると言われている。そこで、所得税と税収調達についてどのように考えるかをたずねたところ、「現状で妥当である」が40.1%と最多であり、「税収調達機能を回復するためにも、全所得階層にわたって増税を実施すべき」は13.7%にすぎなかった。働く者が報われる社会を構築するとともに、労働意欲や人的資本の強化という視点と税収調達機能の視点とを考慮した所得税制の構築が必要である。

問40 税率構造と適用ブラケット

最高税率の引き下げや税率のフラット化等によって所得税の税収感応度や所得再分配機能は弱まっている。それに関して、抜本税制改革では、附則において最高税率の引き上げ等による累進性の強化に係る具体的措置について検討を加え、その結果に基づき、平成24年度中に必要な法制上の措置を講じるとされた。そこで、税率構造と適用ブラケットについてどのように考えるかを複数回答でたずねたところ、「納税者の約8割が10%以下の適用となっているため、ここに属する納税者の割合を縮小すべき」と答えた会員が42.5%と最多であり、税負担が中高所得層に偏るという構造の見直しを会員は求め

ている。また、現行の最高税率(40%)を「50%まで引き上げるべき」と考える会員も23.1%に上った。「現行の税率構造等を維持すべき」は10.8%にすぎず、会員の多くが税率構造とブラケットの見直しが必要と考えている。基幹税の一つである個人所得税についても、税収調達機能、所得再分配機能といった視点からの見直しを求める声が多い。

(2) 所得控除、税額控除等

問41 給与所得控除のあり方

給与所得控除は、「勤務費用の概算控除」と「他の所得との負担調整」の二つの目的を持つといわれているが、過去長年にわたってあり方が議論されてきた。平成23年度税制改正では、格差是正、所得再分配機能の回復の観点から、過大となっている控除の適正化のため、①給与所得控除の上限設定、②役員給与所得に係る給与所得控除の見直し、③特定支出控除の見直しがなされたところである。こうした中、給与所得控除をどのように考えるかをたずねたところ、会員の29.7%が「高額な収入のある役員給与については、金融資産等多額の資産を所有し一定額を超える場合には、給与所得控除は他の所得との負担の調整上減少させるべき」と答えた。現行の給与所得控除については、画一的に一律の控除を行う方式となっているが、雇用形態が多様化していることなどから、「実態に合わせた概算控除額を設定すべき」の23.6%が続いた。しかし、「現行の水準でよい」とする会員も20.8%であり、給与所得控除のあり方については方向性が定まっておらず、今後さらなる検討が必要である。

問42 控除のあり方

現行税制においては、婚姻、育児、老齢等の生活の局面に応じ、各種の控除が措置されている。税率とともに税額決定に大きく影響する控除のあり方について複数回答でたずねたところ、「特定扶養控除、老人扶養控除等様々な割増、

加算措置や勤労学生控除等の特別な人的控除については、極力簡素化し、基本的には、家族に関する控除を基礎控除等に集約化すべき」と答えた会員が34.0%と最多であり、「子育て支援の観点からは、現行の扶養控除は、所得控除から税額控除（給付も含め）に改めるべき」の28.8%が続いた。子育て支援に関しては児童手当、保育サービスなどの支出面での対応もあるが、税制面での取り組みについても関心が高いことをうかがわせる。これまでも議論の的となってきた配偶者控除については、「配偶者の就労の中立性阻害、夫婦単位での二重控除（配偶者控除と基礎控除）の問題を踏まえ、廃止を含めて見直しを行うべき」と答えた会員が27.8%であった。このように、所得税における控除のあり方については、いずれも圧倒的多数の会員が支持する改革案はない。しかし、租税理論上公平な所得税制を構築するためにも、控除のあり方について十分な議論と国民のコンセンサスを得ることが求められる。

問43 公的年金等控除

平成17年分所得から、公的年金控除の縮小、老年者控除の廃止が行われたものの、年金については拠出面では社会保険料控除によって、給付面では公的年金等控除によって、拠出・給付の両面で課税がなされないよう配慮されている実態は変わっていない。そこで公的年金課税についてどう考えるかを複数回答でたずねたところ、「担税力のある高齢者については、公的年金等控除の上限を設けるべき」が52.4%と半数を超え、「多額の資産を有する高齢者については、公的年金等控除は一定額を超える場合には、減少させるべき」が35.8%に上った。このように、超高齢社会にあって年金生活者が急増するわが国においては年金生活者への所得税の課税は年金生活者として一括りにするのではなく、担税力や資産保有の大小など、きめ細かな対応を行うことによって公平性を確保することの必要性を会員は感じている。

問44 給付付き税額控除

課税最低限以下の低所得者に対して、税額控除できない分を給付する給付付き税額控除制度が、若年層を中心とした低所得者支援、子育て支援、就労支援、消費税の逆進性対応といった様々な視点から主張されている。とくに、税制抜本改革2法案では、消費税率が8%からのさらなる引き上げについては、給付付き税額控除又は複数税率の導入等について検討することとされ、具体的な提案として現れてきた。そこで、その評価を複数回答でたずねたところ、「正当な受給者の確認が必要となることから、制度導入に当たっては、納税者番号制度等の導入が必要」と答えた会員が50.5%に上った。導入の是非に関しては、「子育て等に配慮した低所得者支援等として導入すべき」が24.5%、「消費税の税率引き上げによる逆進性への対応として、消費税給付返還の制度として導入すべき」は19.3%であった。「歳入と歳出を同時に組み込むこととなり、本来区分すべきものであり、好ましいものではない」と導入それ自体に否定的な会員は、19.3%で昨年とほぼ同様の比率となっている。このように、給付付き税額控除についての容認度は大きくなっているが、導入に際してはその目的の明確化と、目的にあった制度設計を行うとともに、既存の給付制度との整合性について十分な事前の検討が必要であることを示している。

(3) 年末調整

問45 年末調整のあり方

納税者意識の向上や公平性の観点からは、現行では給与所得控除として算定されている必要経費を実額控除するとともに、申告納税制度を導入する方が望ましいとする考えがある。そこで給与所得者の年末調整のあり方についてどのように考えるかをたずねた。「年末調整を含め現行制度は、維持すべき」と答えた会員が58.5%と半数を超え、「年末調整と確定申告のいずれかを選択できるようにすべき」の23.1%

を大きく上回った。申告納税制度の重要性は理解しつつも、利便性を重視した結果と言えよう。

(4) 社会保障・税番号制度

問46 社会保障・税番号制度の導入

的確な課税による公平性を確保するためには納税者番号制度の導入が不可欠である。現在、国会に「マイナンバー法案」が提出されているが、番号制度導入についてどのように考えるかをたずねた。「社会保障サービスの適正化や、課税の公平性および税務行政の効率化等のために整備すべきインフラであり、早期に導入すべき」と答えた会員が58.0%に上り、「制度の導入は望ましいが、セキュリティの確保に疑問があるので、慎重に検討の上、導入すべき」の29.7%を大きく上回った。導入の時期には意見の相違があるものの、会員の大多数は番号制度の導入には肯定的である。

問47 社会保障・税番号制度の機能

前問のように、番号制を導入することを必要とする会員が多くなっているが、「マイナンバー法案」では、利用範囲が社会保障、税、防災分野等での事務に範囲が限定されている。導入するとした場合、どのような制度が望ましいと考えるかをたずねたところ、「広く役所での各種行政手続に利用するとともに、社会保障サービス、給付や税務行政にも利用できるものとすべき」と答えた会員が60.8%と半数を超えた。番号制度をより有効に活用すべきという考えの表れである。

(5) 金融所得課税の一元化

問48 総合課税と金融所得課税の一元化

平成23年度の税制改正大綱において「所得税については全ての所得を合算して課税する「総合課税」が理想であるが、金融資産の流動化や個人金融資産の有効活用による経済活性化の必要性に鑑み、可能なところから金融所得課税の一体化に向けた取組を進める」とされた。そこ

で、金融所得に対する課税についての考え方をたずねたところ、「資本の国際流動性を確保し、我が国金融・資本市場の競争力を強化し、経済の活性化を図るためには、金融所得課税の一元化を促進すべき」と答えた会員が59.4%と、「金融所得についても全て所得を合算する総合課税が望ましく、金融所得課税の一元化は反対」の29.7%を大きく上回った。

問49 軽減税率と金融所得課税の一元化

平成26年から上場株式等に係る税率の20%本則課税が行われることとされていることについてどのように考えるかをたずねたところ、「貯蓄から投資への方角を目指すべきであり、その効果が明確に現れるまでは、現在の軽減税率を26年以降も継続すべき」が39.2%、「軽減措置は厳しい金融経済情勢を踏まえれば適切な措置であるが、制度が複雑化することは金融取引の中立性を歪めることになるので、あくまで景気が回復するまでの一時的な措置とすべき」の20.8%がそれに続いた。「早期に本則課税（20%）に戻すべき」は12.3%にすぎず、景気動向を踏まえて軽減税率を支持する会員が圧倒的多数であった。

5. 相続税

問50 相続税のあり方

相続税は無償の財産取得に担税力を見いだして課税するもので、個人所得税を補完することに課税根拠がある。その際、累進税率を適用することで資産格差の是正を図ることが期待されている。社会保障・税一体改革大綱において、格差是正・富の再配分の観点から、基礎控除を大幅に引き下げるとともに、最高税率の引き上げなど税率構造の見直しが行き上げられた。これらを踏まえて、今後の相続税のあり方として賛成できるのはどれかを複数回答でたずねたところ、会員の32.1%が「基礎控除額を引き下げ、課税割合を高めるべき」と答えたが、「課税割

合を高める必要はなく、基礎控除額も現行を維持すべき」と考える会員も30.2%と、ほぼ拮抗している。現行最高税率（50%）に関しても、「引き上げるべき」が22.2%、「維持すべき」が19.8%と、意見は割れている。資産分布の実態と現行相続税の再分配効果を把握し、相続税のあるべき方向性について検討する必要がある。

問51 相続税の課税方式

平成21年度税制改正において事業の後継者を対象とした「取引相場のない株式等に係る相続税の納税猶予制度」を創設し、この制度化にあわせて、相続税の課税方式を現在の法定相続分課税方式から遺産取得課税方式に改めることを検討することとされた。この課税方式は、相続財産を取得した各個人について、その取得額に応じて課税するものであり、基礎控除も相続財産を取得した各個人単位で行われることになる。そこで、相続税の望ましい課税方式についてたずねたところ、現行の「法定遺産課税取得方式」が望ましいとする会員が53.8%と半数を超えた。ドイツ、フランスなどで採用されている「遺産取得課税方式」が26.4%であり、アメリカやイギリスが採用している「遺産課税方式」は8.0%にすぎなかった。このように、遺産取得課税方式を維持すべきとする回答が圧倒的多数であった。

問52 贈与税のあり方

贈与税は相続税の回避の防止する観点から、相続税を補完する役割があるとされているため税率は高く設定されている。贈与税のあり方について、どのように考えるかをたずねたところ、「相続税の補完税であるため、現状を維持すべき」と答えた会員は19.8%にすぎず、「高齢者が所有する資産を若い世代に移転させ、経済の活性化に活用すべき」が52.8%、「事業承継が円滑に行われるように贈与税をさらに緩和すべき」が26.9%、「相続時精算課税について、受贈者を孫まで拡大、贈与者を60歳以上に引き下

げるなど適用要件を緩和すべき」が19.3%と、負担緩和の方向を指示する会員が多い。

6. 地方税

(1) 地方税のあり方

問53 地方税負担のあり方

国家財政とともに地方財政もきわめて厳しい状況にある。こうした中、地方税についても充実強化すべきとの声も聞こえてくる。この点についてたずねたところ、「地方税の充実強化は税源移譲によって行うべき」と答えた会員が58.5%と半数を超え、「地方税を増税すべき」は6.6%にすぎなかった。また、「地方税負担は増やすべきでなく、他の財政支出の削減で対応すべき」は25.5%であった。安易な地方税の増税は避けるべきであり、国と地方の税源配分の見直しという地方分権改革の線に沿った充実強化を会員は求めている。

問54 地方税と国税（地方法人2税と地方消費税の税源交換）

地域間の経済力格差が地方税収の格差を発生させているが、格差是正の方法として、「消費税の税率引き上げを前提として、地方法人2税を国税に移管し、その見返りとして地方消費税の拡充を行うべきである」との意見が出てきている。この点についてたずねたところ、「どちらとも言えない」が46.2%、「賛成である」が38.2%であり、「反対」は7.5%にすぎなかった。地方税改革については格差是正のための普遍性の原則重視など、今後さらに検討を加えていく必要がある。

問55 地方税のあり方

その他に地方税のあり方として賛成できるものはどれかを複数回答でたずねたところ、「法人住民税、法人事業税、固定資産税、都市計画税、事業所税等の税目が多いため、整理統合を行うべき」が66.0%と最多であった。地方税は

多くの税目で構成されており、簡索性という点からの見直しも必要であろう。「法人住民税、法人事業税、固定資産税、都市計画税、事業所税等の法人負担は応益負担としては、高い水準にあるので見直すべき」の32.5%、「地方税は、受益と負担の連動を確保するため、応益原則をさらに徹底すべき」の32.1%がそれに続いた。わが国の地方税は法人課税のウェイトが大きく、標準税率を上回って課税する超過課税も法人に偏っている。地方税は行政サービスを提供するための対価あるいは会費だという考えから、応益原則を強化すべきと考える会員が多く、個人と企業の負担配分についても、再検討する必要がある。

(2) 個人住民税

問56 個人住民税

個人住民税については、税源移譲にともなう所得割の比例税率化によって応益課税としての性格を強めることになったが、今後の個人住民税のあり方として、要望したい点を複数回答でたずねた。個人住民税は前年の所得を基礎とする前年課税を採用しているが、47.2%の会員が「所得発生と税負担の各時点を近づけるため、現年課税に変更すべき」と答えた。現在、均等割は、市町村民税が年3千円、道府県民税が年1千円であるが、会員の31.1%が「応益原則の強化から、均等割については、引き上げるべき」としている。

(3) 法人住民税・法人事業税等

問57 法人住民税・法人事業税等

法人住民税、法人事業税のあり方として賛成できるのはどれかを複数回答でたずねたところ、「全国に支店・営業所を有する法人にとっては、所在地の各県・市町村に法人住民税、法人事業税の申告・納付を行うため事務負担が非常に大きいので、全国一括申告センターのような組織を作る等、申告・納付の利便性を向上させるべき」と答えた会員が77.4%と最多であった。次

いで、「外形標準課税は、所得割、付加価値割、資本割が併用される等仕組みが複雑であるので、簡素化すべき」の54.7%であった。納税環境や税の基本原則の一つである簡索性に照らして検討を行う必要性を示している。

(4) 固定資産税

問58 固定資産税

固定資産税のあり方として、特に要望したいのはどれかを複数回答でたずねたところ、「諸外国で例外的な償却資産に対する固定資産税の賦課は、廃止すべき」が66.0%に達した。また、「償却資産の減価償却は、法人税法と同一に完全償却まで認めるべき」と答えた会員が52.4%と半数を超えた。固定資産税は応益性を根拠として課税されてはいるものの、償却資産の大小と市町村の行政サービスとの間の関連性は希薄であることが、この回答の背景にあると考えられる。

7. その他の税制等

(1) 環境関連税制

問59 地球温暖化対策のための税

平成24年度税制改正において、エネルギー起源CO₂排出抑制を図るため、全化石燃料を課税ベースとする現行の石油石炭にCO₂排出量に応じた税率を上乗せする「地球温暖化対策のための課税の特例」が新設された。今後の地球温暖化対策税制をどのように考えるかをたずねた。

「環境税や石油石炭税の増税などは、国民生活や産業活動に大きな影響を及ぼすことから、その政策効果や国民負担等の検討を行うなど慎重な議論が必要」とする会員が33.0%、「日本では既に省エネ技術など世界最高水準を達成しているにも関わらず、さらに地球温暖化対策税を導入することは、日本の国際競争力低下、海外への生産シフトに伴う産業・雇用の空洞化を招くことから、現在検討中のエネルギー基本計画（平成22年6月18日閣議決定）の見直しを契機

とし、課税の廃止を含め抜本的に見直すべき」が32.1%と、地球温暖化対策税の創設には否定的な意見が多数であった。一方、「地球温暖化対策税は賛成」とする会員は2.8%にすぎない。国民の十分な理解が得られぬままに、特定の政策分野に税制を活用することには慎重を要するとともに、環境政策全体の中での税制の位置づけを明確にすることが重要である。

問60 車体課税

社会保障・税一体改革大綱では、自動車取得税および自動車重量税については、国、地方を通じた関連税制のあり方の見直しを行い、安定的な財源を確保した上で、地方財政にも配慮しつつ、簡素化、負担の軽減、グリーン化の観点から見直しを行うこととされたところである。そこで、今後の車体課税（自動車重量税、自動車取得税、自動車税、軽自動車税の課税を言う）についての考えをたずねた。「自動車取得税は消費税と二重課税という考え方もあり、また自動車重量税は保有課税として自動車税と重複しており、過大な負担を負っているため、国際的な負担水準に軽減すべき」と答えた会員が36.3%と最多であり、「自動車取得税、自動車重量税は道路整備の課税根拠がなくなっているため、廃止すべき」の25.0%が続いた。自動車関係諸税が一般財源化されたこと、消費税率が引き上げられることなどから、国際的に見て負担の重い自動車関連税の軽減・廃止を求める声が多い。

(2) 印紙税等

問61 印紙税の是非

印紙税は経済取引にともなって作成する契約書や金銭の受取書（領収書）などの文書に課税される。したがって紙面では印紙税の課税対象となる内容であっても、インターネット上の電子商取引やデータによる電子書類は紙などの文書とは認められず、印紙税の課税対象とはならない。このため、「課税対象の見直しを行うべ

き」とする意見が20.8%であったが、「さらに進んで廃止を検討すべき」が71.7%と多数を占めた。

Ⅲ. 税に関する意識及び納税環境の整備

問62 コーポレートガバナンスと税務コンプライアンス

企業は内部統制の整備などコーポレートガバナンスの強化に取り組んでいるが、税務コンプライアンスの向上を図ることも重要な課題となっており、課税当局においても、企業の税務コンプライアンスの維持・向上への取り組みを推進することが必要となっている。このような状況において、これからの税務コンプライアンスについてどのように考えるかをたずねた。「企業のコーポレートガバナンスの維持・向上は社会的な責務であり、税務コンプライアンスの向上に取り組むことは当然のことである」と答えた会員が61.8%に上った。そして半数近い（47.2%）会員が「税務コンプライアンスの維持・向上に向けた取り組み（指揮・監督等）に対するトップマネジメントの適切な関与は、社内組織体制として必要」と答えている。一方、課税当局に対しては、「企業が取り組むコーポレートガバナンスや税務コンプライアンスを尊重すべき」と答えた会員が35.8%に上った。

問63 移転価格税制と税務コンプライアンス

移転価格税制において紛争が発生した場合、その影響規模が大きく、かつ、解決に長い時間を要するため、企業や課税当局の負担が重く、また、経済活動の国際的展開に支障をきたす可能性がある。このため、紛争が発生しないように企業による自主的・予防的な対応が重要となるとともに、課税当局においても予防的対応が求められている。そこで、移転価格税制における、税務コンプライアンスについてどのように

考えるかをたずねたところ、企業においては、「税務リスクを軽減するため、移転価格税制に関する認識、取組、根拠となる疎明資料の作成等を全社的に整合性のあるものとする」と、「移転価格に関する問題に対するトップマネジメントの適切な関与は、社内組織体制として必要」、「海外の子会社を含め、関係会社全体が移転価格税制への統一的な対応をとること」が重要であるとの回答を得た。また課税当局においては、半数近くの会員が「移転価格税制に関する企業のコンプライアンス向上に資する指針等の提供」、「企業からの相談に対応した体制の整備」が重要であると答えた。

問64 税制上の一般的な問題認識

税金一般に関する問題点について、該当するものを複数回答でたずねた。「制度が複雑化し、事務負担、費用の増大等となっている」と答えた会員が67.0%（昨年69.6%）に上った。望ましい税制の構築において簡索性への配慮も重要であることを示している。「クロヨンが存在し、サラリーマン世帯の不公平感につながっている」がそれに続き、会員の半数近く（48.1%）が現行の所得税が不公平だと感じている。業種間の所得捕捉率格差はかねてより問題となっており、国民が納得する税制の構築のためにも、所得捕捉率の実態の検証とそれに基づいた公平性の確保も税制改革の柱の一つであることをこの結果は示している。「グローバ

ル化が進展する中で、移転価格課税での更正や事前協議が増加する等、予見可能性が不十分であり、時代の変化に税制等の整備が遅れている」も41.0%であった。経済活動を取り巻く環境が急速に変化している現在、ソフト・インフラとしての税制を迅速に時代の変化に適合させることが必要である。「国民に税金（含む社会保障負担）、歳出に関する知識、情報が正確に伝わっていない」と答えた会員も38.2%に上った。税金に関して国民の理解を得るためには、租税に関する情報を的確かつわかりやすく国民に伝える必要がある。

問65 納税環境の整備

租税原則に沿って税制が設計されていたとしても、適正な執行がともなわなければ不十分であり、そのためにも納税環境の整備が重要である。そこで、どのような環境整備が必要かをたずねたところ、第1位は「地方税申告・納付の簡素化」の50.9%であった。第2位も地方税に関連するものであり、「徴税効率を上げるため、地方公共団体間での共同化、国税庁と地方の連携が必要」と答えた会員が41.5%に上った。地方分権の推進によって自治体の課税自主権を強化することが重要だとしても、納税環境や徴税効率にも十分な配慮が必要である。とくに国と地方の徴税協力は、効率性の向上のみならず適正かつ公平な徴税の執行とともに、納税者にとっての利便性の向上にも資するものである。



税制に関する意見調査／集計結果

	維持（法人）会員	租研役員・評議員	通常（個人）会員	全 体
	送付数 340	送付数 96	送付数 413	送付数 849
	回収数 125	回収数 49	回収数 38	回収数 212
	回収率 36.8%	回収率 51.0%	回収率 9.2%	回収率 25.0%

I. 財政及び税制全般

1. 経済及び財政政策全般

(1) 経済及び財政政策

【問 1】 政策課題について

我が国は多くの構造的な問題を抱えていますが、それへの対応は思うように進んでいません。社会・経済全般に閉塞感が存在する現在、下記のうち、優先的に取り組むべき政策課題をお選びください（複数回答可）。

イ) 大震災からの復旧・復興	(イ)	78	62.4%	(イ)	30	61.2%	(イ)	24	63.2%	(イ)	132	62.3%
ロ) エネルギー政策	(ロ)	56	44.8%	(ロ)	25	51.0%	(ロ)	13	34.2%	(ロ)	94	44.3%
ハ) 経済対策（円高対策、デフレ対策）	(ハ)	68	54.4%	(ハ)	31	63.3%	(ハ)	22	57.9%	(ハ)	121	57.1%
ニ) 中長期的な経済成長政策（新成長戦略の推進等）	(ニ)	77	61.6%	(ニ)	32	65.3%	(ニ)	16	42.1%	(ニ)	125	59.0%
ホ) 財政の健全化（含む歳出削減）	(ホ)	80	64.0%	(ホ)	32	65.3%	(ホ)	25	65.8%	(ホ)	137	64.6%
ヘ) 税制の抜本的改革	(ヘ)	43	34.4%	(ヘ)	17	34.7%	(ヘ)	13	34.2%	(ヘ)	73	34.4%
ト) 持続性のある社会保障の構築	(ト)	38	30.4%	(ト)	12	24.5%	(ト)	11	28.9%	(ト)	61	28.8%
チ) 少子化対策	(チ)	22	17.6%	(チ)	7	14.3%	(チ)	9	23.7%	(チ)	38	17.9%
リ) 地方の活性化（含む地方分権化）	(リ)	9	7.2%	(リ)	2	4.1%	(リ)	3	7.9%	(リ)	14	6.6%
ヌ) 地球温暖化対策	(ヌ)	6	4.8%	(ヌ)	0	0.0%	(ヌ)	1	2.6%	(ヌ)	7	3.3%
ル) その他（具体的にご記入ください）	(ル)	2	1.6%	(ル)	1	2.0%	(ル)	4	10.5%	(ル)	7	3.3%

【問 2】 財政赤字と財政健全化目標

我が国の財政は巨額の赤字を抱えており、政府の財政運営戦略（平成22年6月）において、次のように取り組むこととされています。

- (1) 財政健全化目標として
- ① 国・地方の基礎的財政収支を遅くとも2015年度までに赤字対GDP比を2010年度から半減、また、遅くとも2020年度までに黒字化
 - ② 残高目標として2010年度以降、国・地方の公債残高の対GDP比を安定的に低下させる
- (2) 中期財政フレーム（平成23年8月12日閣議決定）
- ① 国債発行額の抑制・・・平成24年度の新規国債発行額は、平成23年度当初予算の水準（約44兆円）を上回らないものとするよう全力を上げる
 - ② 歳出面では「基礎的財政収支対象経費」について、恒久的な歳出削減を行うことにより、少なくとも前年度当初予算の規模を実質的に上回らないこととし、できる限り抑制に努める。このような政府の財政運営戦略をどのように評価しますか。

イ) 大震災からの復旧・復興、さらには経済回復を最優先に考えるべきであり、政府が示す財政運営戦略ほどには財政健全化を急ぐ必要はない。	(イ)	10	8.0%	(イ)	5	10.2%	(イ)	2	5.3%	(イ)	17	8.0%
ロ) 大震災からの復旧・復興、さらには経済	(ロ)	66	52.8%	(ロ)	23	46.9%	(ロ)	11	28.9%	(ロ)	100	47.2%
	(ハ)	3	2.4%	(ハ)	2	4.1%	(ハ)	5	13.2%	(ハ)	10	4.7%
	(ニ)	39	31.2%	(ニ)	16	32.7%	(ニ)	19	50.0%	(ニ)	74	34.9%
	(ホ)	0	0.0%	(ホ)	1	2.0%	(ホ)	1	2.6%	(ホ)	2	0.9%

状況の回復の優先度が高いが、できる限り、財政健全化を進めるべきである。 ハ) 平成24年度から平成26年度において、基礎的財政収支対象経費（歳出の大枠）を前年度当初予算より実質的に上回らないように努めるという目標設定は妥当である。 ニ) 累積債務残高はより危機的状況に陥っており、社会保障・税一体改革により財政健全化に不退転の決意で早急に取り組むべきであって、国際的な日本の信認を得る上でも、安易な目標の後退を容認すべきではない。 ホ) その他（具体的にご記入下さい）					
【問3】 財政運営 政府における税財政の運営及び方針についてどのように評価しますか（複数回答可）。 イ) 社会保障の充実が、雇用創出を通じて成長をもたらすことは可能であり、増税も経済成長に寄与するという主張には説得力がある。 ロ) 子どものための手当、農家への戸別所得補償制度などを見ると、成長につながる支出となるのか疑問がある。 ハ) 社会保障費が歳出の30%を占め、かつ、毎年1兆円増大しており、社会保障費の効率化、重点化を大胆に行うべきである。 ニ) 高齢化によって給与所得者が相対的に減少する将来を見通せば、所得税ではなく、消費税が基幹的な財源となることで世代間の負担が均衡されるので、消費税増税は評価できる。 ホ) 消費税は逆進性の強い税であり、税率の引き上げには慎重であるべきであり、増税は評価できない。 ヘ) 所得税や相続税など、累進的な性格の強い税源での増税をすべきである。 ト) 法人課税は、平成27年度以降、そのあり方を検討するとされているが、法人実効税率の引き下げ方針がでていないことは評価できない。 チ) 我が国の財政状況を勘案すると、法人に対する減税には賛同できない。 リ) その他（具体的にご記入ください）	(イ) 5 4.0% (ロ) 48 38.4% (ハ) 63 50.4% (ニ) 64 51.2% (ホ) 6 4.8% (ヘ) 5 4.0% (ト) 53 42.4% (チ) 5 4.0% (リ) 3 2.4%	(イ) 1 2.0% (ロ) 14 28.6% (ハ) 21 42.9% (ニ) 25 51.0% (ホ) 0 0.0% (ヘ) 1 2.0% (ト) 28 57.1% (チ) 1 2.0% (リ) 2 4.1%	(イ) 5 13.2% (ロ) 17 44.7% (ハ) 24 63.2% (ニ) 22 57.9% (ホ) 2 5.3% (ヘ) 5 13.2% (ト) 11 28.9% (チ) 2 5.3% (リ) 5 13.2%	(イ) 11 5.2% (ロ) 79 37.3% (ハ) 108 50.9% (ニ) 111 52.4% (ホ) 8 3.8% (ヘ) 11 5.2% (ト) 92 43.4% (チ) 8 3.8% (リ) 10 4.7%	
【問4】 社会保障と成長戦略 政府においては、社会保障の強化により、国民は安心して消費を増やすことができるようになると共に、社会保障は需要・供給両面で経済成長に寄与する機能を有しており、社会保障の改革を通じて、新たな雇用を創出する形で経済成長に寄与するとの方向性を打ち出しています。また、雇用創出効果を高めるためには、現金給付から現物給付へと重点をシフトさせると指摘しています。これらの方向性についてどのように評価しますか（複数回答可）。 イ) 社会保障政策を通じた経済成長に期待しているので評価する。 ロ) 社会保障政策を通じた経済成長には疑問	(イ) 11 8.8% (ロ) 20 16.0% (ハ) 13 10.4%	(イ) 3 6.1% (ロ) 9 18.4% (ハ) 5 10.2%	(イ) 7 18.4% (ロ) 18 47.4% (ハ) 6 15.8%	(イ) 21 9.9% (ロ) 47 22.2% (ハ) 24 11.3%	

があるので評価しない。	(ニ) 46 36.8%	(ニ) 14 28.6%	(ニ) 7 18.4%	(ニ) 67 31.6%
ハ) 現物給付は、現金給付よりも雇用創出効果が高いと期待されるため評価する。	(ホ) 72 57.6%	(ホ) 26 53.1%	(ホ) 13 34.2%	(ホ) 111 52.4%
ヘ) 4 3.2%	(ヘ) 1 2.0%	(ヘ) 3 7.9%	(ヘ) 8 3.8%	
ニ) 現物給付の場合、政府がどのような財を提供するのか決めることになるが、それが国民の求める方向性に合致するか疑問があるので評価しない。				
ホ) 具体性に乏しく、社会保障がどのような姿になるのか想像できない。				
ヘ) その他（具体的にご記入ください）				
【問 5】 歳出削減				
高齢化の進展に伴い社会保障費が増大していることに加えて、短期的には震災関連の支出も増加します。これら財政状況を考えれば、行政の効率化、歳出削減努力の継続は必要と思われます。今後、歳出削減努力をより強化すべき分野はどれでしょうか（複数回答可、計数は復興予算込み）。				
イ) 社会保障（平成24年度予算 26.4兆円）	(イ) 57 45.6%	(イ) 23 46.9%	(イ) 20 52.6%	(イ) 100 47.2%
ロ) 公共事業（5.3兆円）	(ロ) 36 28.8%	(ロ) 16 32.7%	(ロ) 6 15.8%	(ロ) 58 27.4%
ハ) 防衛（4.8兆円）	(ハ) 12 9.6%	(ハ) 6 12.2%	(ハ) 7 18.4%	(ハ) 25 11.8%
ニ) 文教・科学振興（5.6兆円）	(ニ) 1 0.8%	(ニ) 0 0.0%	(ニ) 4 10.5%	(ニ) 5 2.4%
ホ) 地方交付税等（17.1兆円）	(ホ) 24 19.2%	(ホ) 9 18.4%	(ホ) 9 23.7%	(ホ) 42 19.8%
ヘ) 公務員人件費（5.1兆円）	(ヘ) 71 56.8%	(ヘ) 28 57.1%	(ヘ) 20 52.6%	(ヘ) 119 56.1%
ト) 特別会計、独立行政法人等	(ト) 73 58.4%	(ト) 29 59.2%	(ト) 18 47.4%	(ト) 120 56.6%
チ) 削減すべきものはない	(チ) 1 0.8%	(チ) 0 0.0%	(チ) 0 0.0%	(チ) 1 0.5%
リ) その他（具体的にご記入ください）	(リ) 5 4.0%	(リ) 6 12.2%	(リ) 4 10.5%	(リ) 15 7.1%
【問 6】 消費税率引き上げによる日本経済への影響				
社会保障の安定的な財源確保と財政健全化の両方を同時に達成するために、消費税率を引き上げた場合、日本経済への影響をどのように考えますか。				
イ) 消費税率の引き上げは、景気にマイナスの影響を及ぼす。	(イ) 21 16.8%	(イ) 5 10.2%	(イ) 7 18.4%	(イ) 33 15.6%
ロ) 消費税率の引き上げは、社会保障目的税として支出すれば、景気への影響を緩和できることから、社会保障制度の安定化のために増税を行っても、経済にマイナスになることはない。	(ロ) 7 5.6%	(ロ) 2 4.1%	(ロ) 6 15.8%	(ロ) 15 7.1%
ハ) 現役世代は財政や社会保障の持続可能性への不安から消費支出を抑制しており、消費税率を引き上げても、家計の将来の不安が払拭できれば、消費はむしろ増加する可能性があり、経済にプラスになる。	(ハ) 16 12.8%	(ハ) 7 14.3%	(ハ) 6 15.8%	(ハ) 29 13.7%
ニ) 消費税の経済への影響は、短期的にはあるとしても、それ以外の成長政策、金融政策、世界の金融経済情勢による影響が強いことから、そのときの状況による。	(ニ) 73 58.4%	(ニ) 33 67.3%	(ニ) 17 44.7%	(ニ) 123 58.0%
ホ) その他（具体的にご記入ください）	(ホ) 2 1.6%	(ホ) 0 0.0%	(ホ) 2 5.3%	(ホ) 4 1.9%
【問 7】 消費税の地方配分について				
消費税の一部地方への配分する仕組みは、①現行消費税の4%は国税、1%は地方税、②国の消費税収の29.5%を地方交付税を通じて自治体に配分する制度になっています。その結果、現行制度における消費税の最終的な配分は、国56.4%、地方43.6%となっています。また、「社会保障・税一体改革案」では、現行の消費税（5%				

分)については上記の配分の枠組みを変更しない前提下、新たな引き上げ分について、社会保障給付における国と地方の役割分担に応じた財源配分を実現することとされています。政府案では、社会保障4経費(年金、医療、介護、少子化)に則った範囲の社会保障給付における国と地方の役割分担は、国23.1兆円(69.2%)、地方10.3兆円(30.8%、地方単独事業を含む)とされており、その結果、国と地方の税配分は、現行(消費税5%)の国2.82%、地方2.18%＜百分率割合 国56.4：地方43.6＞から、消費税率10%に引き上げられたときには、国6.28%、地方3.72%＜百分率割合 国62.8：地方37.2＞となります。												
こうした政府の考え方を踏まえて、消費税が引き上げられた場合の国と地方との配分をどのように考えますか。												
イ) 消費税は社会保障4経費に優先的に充当するために、その増収分は国に重点的に配分すべきである。	(イ)	13	10.4%	(イ)	4	8.2%	(イ)	4	10.5%	(イ)	21	9.9%
ロ) 国と地方の増収分の配分は、政府案のとおり、社会保障給付の国と地方との役割分担に応じて、配分すればよい。	(ロ)	21	16.8%	(ロ)	5	10.2%	(ロ)	10	26.3%	(ロ)	36	17.0%
ハ) 国と地方の現行の配分は適正であり、増収分についても、現行制度の割合のまま、配分すればよい。	(ハ)	1	0.8%	(ハ)	1	2.0%	(ハ)	1	2.6%	(ハ)	3	1.4%
ニ) 地方自治体は単独事業も含め広範な社会保障サービスを提供しており、その増収分は、政府案よりさらに地方に重点的に配分すべきである。	(ニ)	4	3.2%	(ニ)	0	0.0%	(ニ)	4	10.5%	(ニ)	8	3.8%
ホ) 国と地方の役割分担を明確にし、現行分も含めて、全体の配分を見直すべきである。	(ホ)	75	60.0%	(ホ)	34	69.4%	(ホ)	17	44.7%	(ホ)	126	59.4%
ヘ) その他(具体的にご記入ください)	(ヘ)	1	0.8%	(ヘ)	1	2.0%	(ヘ)	2	5.3%	(ヘ)	4	1.9%
(2) 受益と負担												
【問8】 受益と負担水準												
我が国においては、国民全体が受ける社会保障が「中福祉―低負担」になっていると言われており、負担を抑制するための財源を国債などの形で将来世代へ先送っている状況です。今後高齢化の進展に伴い支出がさらに増加することになれば、将来世代へのつけ回しも拡大することになります。今後の社会保障のあり方をどのように考えますか。												
イ) 「中福祉―中負担」を目指し、財源不足の将来世代への付け回しを避けるべきである。	(イ)	91	72.8%	(イ)	42	85.7%	(イ)	19	50.0%	(イ)	152	71.7%
ロ) 「より安心な社会」を目指し、更に「高福祉―高負担」に踏み出すべきである。	(ロ)	1	0.8%	(ロ)	0	0.0%	(ロ)	4	10.5%	(ロ)	5	2.4%
ハ) 社会保障については、自己負担や自己責任をより強化することが望ましく、公的に提供するサービスについては、「低福祉―低負担」とすべきである。	(ハ)	23	18.4%	(ハ)	4	8.2%	(ハ)	12	31.6%	(ハ)	39	18.4%
ニ) その他(具体的にご記入ください)	(ニ)	1	0.8%	(ニ)	1	2.0%	(ニ)	2	5.3%	(ニ)	4	1.9%
【問9】 国民負担率に関する意識												
我が国の、国・地方をあわせた国民負担割合は38.8% (平成23年度、国税、地方税、社会保障負担の合計額の対国民所得比)で												

す。一般会計当初予算の歳入に占める国債の割合が50%に近づきつつある実状からすれば、国民の租税負担は引き上げざるを得ないものと思われます。国民負担率（租税負担率）については、どの程度までなら許容できますか。 イ) 60%程度までの負担はやむを得ない。 ロ) 50%程度を限度とすべきである。 ハ) 現状レベルを維持すべきである。 ニ) 現状でも、負担レベルが高く、下げるべきである。 ホ) その他（具体的にご記入ください）	(イ) 5 4.0% (ロ) 67 53.6% (ハ) 34 27.2% (ニ) 7 5.6% (ホ) 3 2.4%	(イ) 2 4.1% (ロ) 32 65.3% (ハ) 9 18.4% (ニ) 1 2.0% (ホ) 2 4.1%	(イ) 5 13.2% (ロ) 16 42.1% (ハ) 8 21.1% (ニ) 6 15.8% (ホ) 3 7.9%	(イ) 12 5.7% (ロ) 115 54.2% (ハ) 51 24.1% (ニ) 14 6.6% (ホ) 8 3.8%
【問10】 年金制度について 次のような年金制度についてどのように考えますか（複数回答可）。 ① 現役時代にはじめる保険料に応じて給付を受ける「所得比例年金」と所得比例年金の額に応じて給付を受ける「最低保障年金」の組み合わせ ② 全ての人に対し月額7万円以上の年金 ③ 「所得比例年金」の給付財源は「保険料」、「最低保障年金」の財源は「税」 イ) 上記案に賛成である。 ロ) 上記案では、将来の少子・超高齢社会における人口構成から判断すると、実現困難である。 ハ) 現行制度の基礎年金と報酬比例方式の2段階制度を維持すべきである。 ニ) 最低保障年金は7万円が妥当である。 ホ) 7万円が全額国庫負担方式では財源調達が困難であるので、支給額を引き下げるべきである。 ヘ) 年金財源の基本は、社会保険方式であり、最低保障年金は全額国庫負担方式がよい。 ト) 最低保障年金の半分が国庫負担方式でよい。 チ) 現行の基礎年金方式で、全額国庫負担方式にすべきである。 リ) 現行の基礎年金方式で二分の一国庫負担方式でよい。 ヌ) 将来の日本の人口構成から判断して、年金制度は崩壊するので、給付額の引き下げ、給付開始年齢の引き上げ、保険料の引き上げ等思い切った制度改革を検討すべきである。 ル) その他（具体的にご記入ください）	(イ) 13 10.4% (ロ) 36 28.8% (ハ) 24 19.2% (ニ) 4 3.2% (ホ) 19 15.2% (ヘ) 17 13.6% (ト) 4 3.2% (チ) 3 2.4% (リ) 4 3.2% (ヌ) 44 35.2% (ル) 4 3.2%	(イ) 4 8.2% (ロ) 12 24.5% (ハ) 13 26.5% (ニ) 0 0.0% (ホ) 6 12.2% (ヘ) 6 12.2% (ト) 1 2.0% (チ) 4 8.2% (リ) 2 4.1% (ヌ) 14 28.6% (ル) 3 6.1%	(イ) 8 21.1% (ロ) 12 31.6% (ハ) 3 7.9% (ニ) 3 7.9% (ホ) 3 7.9% (ヘ) 4 10.5% (ト) 2 5.3% (チ) 1 2.6% (リ) 3 7.9% (ヌ) 18 47.4% (ル) 1 2.6%	(イ) 25 11.8% (ロ) 60 28.3% (ハ) 40 18.9% (ニ) 7 3.3% (ホ) 28 13.2% (ヘ) 27 12.7% (ト) 7 3.3% (チ) 8 3.8% (リ) 9 4.2% (ヌ) 76 35.8% (ル) 8 3.8%
【問11】 社会保障改革について 社会保障の安定的な財源確保と財政健全化の両方を同時に達成するためには、消費税率の引き上げを柱とする税制抜本改革とともに、膨張を続ける社会保障関係費用の抑制及びそのための制度の効率化・重点化等抜本的な見直しが不可欠といえます。現在、社会保障改革のなかで効率化・重点化検討課題として挙げられている下記のうち、優先的に取り組むべき検討項目を3つ以内でお選びください。 イ) 年金支給開始年齢の引き上げ ロ) 年金給付の引き下げ	(イ) 20 16.0% (ロ) 22 17.6%	(イ) 10 20.4% (ロ) 10 20.4%	(イ) 10 26.3% (ロ) 6 15.8%	(イ) 40 18.9% (ロ) 38 17.9%

ハ) 高所得者の年金給付の引き下げ	(ハ)	53	42.4%	(ハ)	17	34.7%	(ハ)	16	42.1%	(ハ)	86	40.6%
ニ) デフレ対応を含めた年金給付のマクロ経済スライドの徹底	(ニ)	42	33.6%	(ニ)	20	40.8%	(ニ)	7	18.4%	(ニ)	69	32.5%
ホ) 年金保険料の引き上げ（標準報酬上限の引き上げ）	(ホ)	8	6.4%	(ホ)	3	6.1%	(ホ)	3	7.9%	(ホ)	14	6.6%
ヘ) 年金保険料の引き上げ（標準報酬上限の引き上げ）	(ヘ)	55	44.0%	(ヘ)	20	40.8%	(ヘ)	16	42.1%	(ヘ)	91	42.9%
ト) 高齢者自己負担割合の引き上げ（１割から２割へ）	(ト)	5	4.0%	(ト)	2	4.1%	(ト)	2	5.3%	(ト)	9	4.2%
チ) 医療費窓口負担の引き上げ（受診時定額負担の導入）	(チ)	30	24.0%	(チ)	12	24.5%	(チ)	11	28.9%	(チ)	53	25.0%
リ) 介護納付金の総報酬割導入	(リ)	1	0.8%	(リ)	0	0.0%	(リ)	4	10.5%	(リ)	5	2.4%
ヌ) 生活保護の重点化・適正化の徹底	(ヌ)	52	41.6%	(ヌ)	17	34.7%	(ヌ)	20	52.6%	(ヌ)	89	42.0%
ル) その他（具体的にご記入ください）	(ル)	4	3.2%	(ル)	3	6.1%	(ル)	1	2.6%	(ル)	8	3.8%

2. 税制全般

政府における社会保障・税一体改革においては、社会保障改革の安定財源確保と財政健全化を同時に達成するため、消費税率を引き上げることを含め、所得、消費、資産にわたる税制全般の改革を実施していくこととされていますが、今後の税制改革に向けて、以下の設問にお答えください。 【問12】 課税原則 次の課税原則のうち、現行税制を踏まえ、今後最も重視すべき原則はどれでしょうか。												
イ) 公平性の確保	(イ)	71	56.8%	(イ)	28	57.1%	(イ)	24	63.2%	(イ)	123	58.0%
ロ) 中立性の確保	(ロ)	11	8.8%	(ロ)	9	18.4%	(ロ)	7	18.4%	(ロ)	27	12.7%
ハ) 簡素性の確保	(ハ)	33	26.4%	(ハ)	9	18.4%	(ハ)	6	15.8%	(ハ)	48	22.6%
ニ) その他（具体的にご記入ください）	(ニ)	4	3.2%	(ニ)	2	4.1%	(ニ)	1	2.6%	(ニ)	7	3.3%
【問13】 税制改革にあたって重要な視点 税制改革に当たり、課税原則に加え、特に重視すべき点はどのようなことですか（複数回答可）。												
イ) 経済活力の強化	(イ)	92	73.6%	(イ)	39	79.6%	(イ)	25	65.8%	(イ)	156	73.6%
ロ) 少子化対策	(ロ)	26	20.8%	(ロ)	9	18.4%	(ロ)	13	34.2%	(ロ)	48	22.6%
ハ) 所得格差問題の是正（所得再分配効果の回復）	(ハ)	17	13.6%	(ハ)	13	26.5%	(ハ)	7	18.4%	(ハ)	37	17.5%
ニ) 世代間格差の是正	(ニ)	36	28.8%	(ニ)	13	26.5%	(ニ)	11	28.9%	(ニ)	60	28.3%
ホ) 地域間格差の是正（地方間の税源偏在の是正）	(ホ)	10	8.0%	(ホ)	2	4.1%	(ホ)	3	7.9%	(ホ)	15	7.1%
ヘ) 安定的な税収の確保	(ヘ)	57	45.6%	(ヘ)	29	59.2%	(ヘ)	18	47.4%	(ヘ)	104	49.1%
ト) 国税と地方税の役割分担の明確化（含む、地方分権化）	(ト)	33	26.4%	(ト)	10	20.4%	(ト)	7	18.4%	(ト)	50	23.6%
チ) その他（具体的にご記入ください）	(チ)	0	0.0%	(チ)	1	2.0%	(チ)	2	5.3%	(チ)	3	1.4%
【問14】 税目別バランスと税制改正 日本の課税状況（国税・地方税計）は、平成21年度（実績ベース）で、所得税課税が33.8%、法人税課税が16.2%、消費課税が32.3%、資産課税が17.7%という税目別の税収構造比率になっています。今後、税制改正を行うにあたり、日本の望ましい税目別税収構造をどのように考えますか。 《参考》各国の税目別バランス （日本） 所得34%、法人16%、消費32%、資産18% （平成21年度実績） （アメリカ）												

所得46%，法人10%，消費26%，資産19% （平成21年実績）												
（ドイツ）												
所得41%，法人 6 %，消費49%，資産 4 % （ ♫ ）												
（フランス）												
所得28%，法人 6 %，消費42%，資産24% （ ♫ ）												
（イギリス）												
所得38%，法人10%，消費37%，資産15% （ ♫ ）												
イ）消費税をより重視する（フランス型）	（イ）	45	36.0%	（イ）	21	42.9%	（イ）	11	28.9%	（イ）	77	36.3%
ロ）消費税、所得税をより重視する（ドイツ、イギリス型）	（ロ）	50	40.0%	（ロ）	20	40.8%	（ロ）	13	34.2%	（ロ）	83	39.2%
ハ）所得税をより重視する（米国型）	（ハ）	8	6.4%	（ハ）	1	2.0%	（ハ）	7	18.4%	（ハ）	16	7.5%
ニ）日本の現状維持	（ニ）	12	9.6%	（ニ）	2	4.1%	（ニ）	6	15.8%	（ニ）	20	9.4%
ホ）その他（具体的にご記入ください）	（ホ）	2	1.6%	（ホ）	2	4.1%	（ホ）	1	2.6%	（ホ）	5	2.4%

Ⅱ. 各税目

1. 消費税

(1) 消費税の引き上げと用途について

【問15】 消費税の引き上げの是非、引き上げ幅

税制抜本改革 2 法案 (民主党・自由民主党・公明党三党提出の消費税法等改正案及び地方税法等改正案修正案をいう。以下同じ) では、消費税率 (国、地方) を 2014 年 4 月 1 日 8 % に、2015 年 10 月 1 日に 10 % に引き上げることとされています。消費税の引き上げの是非、また、引き上げる場合はどの程度の税率が妥当、もしくは容認可能であると考えますか。

《参考》標準税率 (2012 年 1 月現在)

10% 韓国、オーストラリア、インドネシア、16% イスラエル、メキシコ、17% 中国、18% スペイン、トルコ、19% ドイツ、オランダ、19.6% フランス、20% イギリス、オーストリア、21% イタリア、ベルギー、25% デンマーク、スウェーデン、ノルウェー

イ) 現状維持 (現行の 5 % から引き上げるべきではない)	(イ)	6	4.8%	(イ)	0	0.0%	(イ)	2	5.3%	(イ)	8	3.8%
ロ) 5 ～ 8 %	(ロ)	5	4.0%	(ロ)	0	0.0%	(ロ)	1	2.6%	(ロ)	6	2.8%
ハ) 8 ～ 10 %	(ハ)	43	34.4%	(ハ)	16	32.7%	(ハ)	12	31.6%	(ハ)	71	33.5%
ニ) 10 ～ 15 %	(ニ)	41	32.8%	(ニ)	19	38.8%	(ニ)	14	36.8%	(ニ)	74	34.9%
ホ) 15 ～ 20 %	(ホ)	18	14.4%	(ホ)	9	18.4%	(ホ)	7	18.4%	(ホ)	34	16.0%
ヘ) 20 ～ 25 %	(ヘ)	1	0.8%	(ヘ)	0	0.0%	(ヘ)	2	5.3%	(ヘ)	3	1.4%
ト) その他	(ト)	3	2.4%	(ト)	2	4.1%	(ト)	0	0.0%	(ト)	5	2.4%

【問16】 消費税率の引き上げ時期

税制抜本改革 2 法案では、消費税率 (国、地方) を 2014 年 4 月 1 日に 8 % へ、2015 年 10 月 1 日に 10 % へ引き上げることとされています。安定財源の確保を消費税に求める場合、消費税率の引き上げの時期をどのように考えますか。

イ) 歳出改革を徹底的にやるのが先決であり、歳出における「無駄」がなくなるまでは引き上げるべきではない。	(イ)	20	16.0%	(イ)	2	4.1%	(イ)	6	15.8%	(イ)	28	13.2%
ロ) 経済が一定の水準まで回復し、安定するまで引き上げには慎重であるべき。	(ロ)	10	8.0%	(ロ)	5	10.2%	(ロ)	2	5.3%	(ロ)	17	8.0%
ハ) 経済の回復が確認できれば、景気に配慮	(ハ)	29	23.2%	(ハ)	11	22.4%	(ハ)	5	13.2%	(ハ)	45	21.2%
	(ニ)	12	9.6%	(ニ)	4	8.2%	(ニ)	1	2.6%	(ニ)	17	8.0%
	(ホ)	12	9.6%	(ホ)	3	6.1%	(ホ)	12	31.6%	(ホ)	27	12.7%
	(ヘ)	31	24.8%	(ヘ)	18	36.7%	(ヘ)	11	28.9%	(ヘ)	60	28.3%

しながら、数年間に渡って徐々に引き上げる。	(ト)	4	3.2%	(ト)	3	6.1%	(ト)	1	2.6%	(ト)	8	3.8%
ニ) 経済の回復が確認できれば早急に引き上げる。												
ホ) 財政は危機的状況にあることから、速やかに引き上げる。												
ヘ) 国の信頼を確保し、財政の健全化への動きを明確にするため、早急に消費税率を引き上げ、国民に安心と安定感を与えなければならない。												
ト) その他（具体的にご記入ください）												
【問17】 用途及び目的税化												
税制抜本改革2法案では、消費税の用途を年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化対策の費用に限定することとされていますが、どのように考えますか。												
イ) 社会保障以外の歳出増大を抑制するためにも、用途は限定すべき。	(イ)	37	29.6%	(イ)	17	34.7%	(イ)	7	18.4%	(イ)	61	28.8%
	(ロ)	43	34.4%	(ロ)	13	26.5%	(ロ)	7	18.4%	(ロ)	63	29.7%
ロ) 消費税の増税を国民に理解してもらうためには、目的税化はやむを得ない。	(ハ)	34	27.2%	(ハ)	14	28.6%	(ハ)	22	57.9%	(ハ)	70	33.0%
	(ニ)	2	1.6%	(ニ)	2	4.1%	(ニ)	2	5.3%	(ニ)	6	2.8%
ハ) 税の基本からすれば一般税であることが望ましく、用途の硬直化に繋がる危惧があり反対である。												
ニ) その他（具体的にご記入ください）												
(2) 逆進性対策												
【問18】 逆進性対策												
税制抜本改革2法案では、消費税率が8%になる時期から暫定的随時的措置として、簡素な給付措置を実施し、消費税率の更なる引き上げについては、給付付き税額控除又は複数税率の導入等について検討することとされています。消費税を引き上げた場合、その逆進性対策についてどのように考えますか。												
イ) 特に逆進性対策を講じる必要はない。	(イ)	34	27.2%	(イ)	9	18.4%	(イ)	16	42.1%	(イ)	59	27.8%
ロ) 消費税率が10%（2桁）以上の場合には、逆進性対策を行う必要がある。	(ロ)	64	51.2%	(ロ)	31	63.3%	(ロ)	17	44.7%	(ロ)	112	52.8%
	(ハ)	15	12.0%	(ハ)	4	8.2%	(ハ)	3	7.9%	(ハ)	22	10.4%
ハ) 消費税率10%未満の場合でも、逆進性対策を講じるべき。	(ニ)	2	1.6%	(ニ)	1	2.0%	(ニ)	2	5.3%	(ニ)	5	2.4%
ニ) その他（具体的にご記入ください）												
【問19】 逆進性対策として適当な方法												
逆進性対策を行うとすれば、どのような方法が適当と思われますか（複数回答可）。												
イ) 生活必需品等に対しては、複数税率を導入すべきである。	(イ)	41	32.8%	(イ)	18	36.7%	(イ)	13	34.2%	(イ)	72	34.0%
	(ロ)	23	18.4%	(ロ)	9	18.4%	(ロ)	10	26.3%	(ロ)	42	19.8%
ロ) 社会保障における給付面での手当てを行うべきである。	(ハ)	33	26.4%	(ハ)	17	34.7%	(ハ)	7	18.4%	(ハ)	57	26.9%
	(ニ)	33	26.4%	(ニ)	10	20.4%	(ニ)	9	23.7%	(ニ)	52	24.5%
ハ) 給付付き税額控除を導入すべきである。	(ホ)	6	4.8%	(ホ)	3	6.1%	(ホ)	4	10.5%	(ホ)	13	6.1%
ニ) 簡素な給付措置を導入すべきである。												
ホ) その他（具体的にご記入ください）												
(3) インボイス制度												
【問20】 インボイス制度の導入について												
課税事業者が発行するインボイスに記載された仕入れ税額のみを控除することができる「インボイス制度」の導入についてどのように考えますか。												
イ) 複数税率となっても、導入すべきではない。	(イ)	39	31.2%	(イ)	14	28.6%	(イ)	10	26.3%	(イ)	63	29.7%
	(ロ)	43	34.4%	(ロ)	16	32.7%	(ロ)	9	23.7%	(ロ)	68	32.1%
ロ) 複数税率となる場合以外には、導入すべ	(ハ)	14	11.2%	(ハ)	10	20.4%	(ハ)	9	23.7%	(ハ)	33	15.6%

きでない。	(二)	17	13.6%	(二)	4	8.2%	(二)	9	23.7%	(二)	30	14.2%
ハ) 税率が10%（2桁）以上になる場合には、導入すべきである。	(ホ)	4	3.2%	(ホ)	2	4.1%	(ホ)	1	2.6%	(ホ)	7	3.3%
ニ) 現行税率を上げる場合に、その引き上げ幅にかかわらず、導入すべきである。												
ホ) その他（具体的にご記入ください）												
(4) 消費税の転嫁												
【問21】 消費税の転嫁について												
消費税は転嫁を通じて最終的に消費者が負担することを予定している税ですが、消費税の引き上げに伴い、転嫁が円滑に行われるかどうか懸念されています。転嫁の円滑化のためには、どのような対策が有効と考えますか（複数回答可）。												
イ) 消費税の転嫁及び価格表示に関する指針の作成、周知	(イ)	71	56.8%	(イ)	31	63.3%	(イ)	18	47.4%	(イ)	120	56.6%
	(ロ)	18	14.4%	(ロ)	9	18.4%	(ロ)	4	10.5%	(ロ)	31	14.6%
ロ) 講習会等の開催や相談体制の整備	(ハ)	56	44.8%	(ハ)	23	46.9%	(ハ)	15	39.5%	(ハ)	94	44.3%
ハ) 不公正な取引の検査、監視の強化	(ニ)	22	17.6%	(ニ)	8	16.3%	(ニ)	9	23.7%	(ニ)	39	18.4%
ニ) 価格表示に関する業界内の統一基準の策定	(ホ)	23	18.4%	(ホ)	9	18.4%	(ホ)	8	21.1%	(ホ)	40	18.9%
	(ヘ)	22	17.6%	(ヘ)	4	8.2%	(ヘ)	6	15.8%	(ヘ)	32	15.1%
ホ) 消費税の転嫁カルテルの独禁法適用除外措置	(ト)	15	12.0%	(ト)	4	8.2%	(ト)	8	21.1%	(ト)	27	12.7%
	(チ)	11	8.8%	(チ)	3	6.1%	(チ)	7	18.4%	(チ)	21	9.9%
ヘ) 総額表示義務を継続	(リ)	3	2.4%	(リ)	0	0.0%	(リ)	1	2.6%	(リ)	4	1.9%
ト) 外税表示義務を導入	(ヌ)	3	2.4%	(ヌ)	2	4.1%	(ヌ)	2	5.3%	(ヌ)	7	3.3%
チ) 総額表示義務を原則としつつ、外税表示を選択適用												
リ) 予算上の支援措置												
ヌ) その他（具体的にご記入ください）												

2. 法人税

(1) 法人実効税率と課税ベース												
法人課税については、平成23年度税制改正で、課税ベースの拡大と合わせて法人実効税率の5%引き下げが行われました。また、社会保障・税一体改革では、平成27年度以降において、雇用および国内投資の拡大の観点から、実効税率の引き下げの効果および主要国との競争上の諸条件等を検証しつつ、そのあり方について検討することとされています。これに関連して質問します。なお、復興特別法人税が平成24年から27年までの3年間基準法人税の10%相当が課税されることとなっています。												
【問22】 法人実効税率の企業行動への影響												
我が国の法人実効税率は、下記のように諸外国と比較して依然として高い状況にあります。諸外国との税率に差異がある場合に、企業行動にどのような影響を与えますか（複数回答可）。												
《参考》法人の実効税率（2012.4 現在） 日本35.6%（国税＋地方税）、アメリカ40.8%、フランス33.3%、ドイツ29.5%、イギリス24.0%、中国25.0%、韓国24.2%												
（注）日本の法人実効税率は、平成23年度税制改正後の税率（改正前は40.7%）。実効税率の計算は、法人事業税及び地方法人特別税が損金算入されることを調整した上で、「法人税」「法人住民税」「法人事業税」「地方法人特別税」の税率を合計したものであり、資本金1億円超の法												

人の税率である。							
イ) 日本の法人実効税率の高さは、日本企業の配当、財務体質、株価ひいては「企業価値」に影響を与え、企業活力を弱める原因となっている。	(イ) 59 47.2%	(イ) 25 51.0%	(イ) 8 21.1%	(イ) 92 43.4%			
ロ) 国際的に見て法人実効税率が高くなっていることが、国際競争力、とくにアジア諸国との競争を厳しいものとしている。	(ロ) 77 61.6%	(ロ) 35 71.4%	(ロ) 20 52.6%	(ロ) 132 62.3%			
ハ) 本社機能や生産拠点を海外に移転する計画がある場合には、法人実効税率の高さが判断の重要な要素の一つである。	(ハ) 47 37.6%	(ハ) 20 40.8%	(ハ) 18 47.4%	(ハ) 85 40.1%			
ニ) 外国企業が日本に進出するに当たっては、日本の法人実効税率の高さは日本への投資の障害の一つの要素となっている。	(ニ) 53 42.4%	(ニ) 19 38.8%	(ニ) 8 21.1%	(ニ) 80 37.7%			
ホ) 企業行動においては、法人実効税率の高さは判断要素の一部に入るが、市場開発、需要サイド、製品の品質等の供給サイド等多くの要素からの総合的な判断によっており、大きな障害はない。	(ホ) 14 11.2%	(ホ) 2 4.1%	(ホ) 8 21.1%	(ホ) 24 11.3%			
ヘ) その他（具体的にご記入ください）	(ヘ) 0 0.0%	(ヘ) 1 2.0%	(ヘ) 1 2.6%	(ヘ) 2 0.9%			
【問23】 法人税の企業への影響の変化							
ここ数年において（10年前と比較して）、企業行動における、法人税の影響は高まったと感じますか。							
イ) 影響が高まっている。	(イ) 84 67.2%	(イ) 37 75.5%	(イ) 21 55.3%	(イ) 142 67.0%			
ロ) 影響に変化はない。	(ロ) 33 26.4%	(ロ) 9 18.4%	(ロ) 15 39.5%	(ロ) 57 26.9%			
ハ) 影響が低下している。	(ハ) 1 0.8%	(ハ) 0 0.0%	(ハ) 1 2.6%	(ハ) 2 0.9%			
ニ) その他（具体的にご記入ください）	(ニ) 0 0.0%	(ニ) 1 2.0%	(ニ) 0 0.0%	(ニ) 1 0.5%			
【問24】 企業行動における法人税の影響が高まった理由							
上記【問23】でイ)「企業行動における、法人税の影響が高まっている」とお答えになった方に伺います。影響が高まったと感じる理由は以下のどれですか（複数回答可）。							
イ) 海外（輸出先、海外拠点等）の国での法人税減税により日本との法人税の格差が拡大。	(イ) 74 59.2%	(イ) 31 63.3%	(イ) 17 44.7%	(イ) 122 57.5%			
ロ) 売上（含む原料調達）における、海外比率の高まり。	(ロ) 26 20.8%	(ロ) 12 24.5%	(ロ) 7 18.4%	(ロ) 45 21.2%			
ハ) 海外の株主比率の高まり。	(ハ) 3 2.4%	(ハ) 0 0.0%	(ハ) 1 2.6%	(ハ) 4 1.9%			
ニ) 企業評価が、経常利益から税引後利益に変化。	(ニ) 24 19.2%	(ニ) 13 26.5%	(ニ) 5 13.2%	(ニ) 42 19.8%			
ホ) その他（具体的にご記入ください）	(ホ) 0 0.0%	(ホ) 0 0.0%	(ホ) 0 0.0%	(ホ) 0 0.0%			
【問25】 法人実効税率の水準について							
平成23年度税制改正において、課税ベースの拡大等とあわせて、法人実効税率が5%引き下げられました（法人実効税率35.6%）。							
日本の法人実効税率についてどのように考えますか（複数回答可）。							
イ) 主要アジア諸国との国際競争の調和が取れる水準までさらに10%程度引き下げるべきである。（法人実効税率25%程度）	(イ) 56 44.8%	(イ) 26 53.1%	(イ) 13 34.2%	(イ) 95 44.8%			
ロ) 欧州諸国との国際競争の調和が取れる水準までさらに5%程度引き下げるべきである（法人実効税率30%程度）。	(ロ) 43 34.4%	(ロ) 18 36.7%	(ロ) 18 47.4%	(ロ) 79 37.3%			
ハ) 社会保険料を含めると先進国の中では、税率は必ずしも高くなく、現行水準でよい。	(ハ) 17 13.6%	(ハ) 3 6.1%	(ハ) 8 21.1%	(ハ) 28 13.2%			
	(ニ) 2 1.6%	(ニ) 0 0.0%	(ニ) 2 5.3%	(ニ) 4 1.9%			
	(ホ) 3 2.4%	(ホ) 0 0.0%	(ホ) 1 2.6%	(ホ) 4 1.9%			

ニ) 財政状況の悪化抑制・改善のために多大な財源が必要となることを考えると、法人実効税率を引き上げてもよい。 ホ) その他（具体的にご記入ください）				
【問26】 課税ベースの拡大 平成23年度税制改正において、法人税率の引き下げに合わせて、課税ベースが拡大されました。今後さらに法人税を引き下げる場合、課税ベースをどのように考えますか（複数回答可）。 イ) 我が国は、海外と比較して政策減税の割合は少なく、成長分野の育成のためには、もっと積極的に政策減税を行なうべきであり、逆に課税ベースが狭くなることもやむを得ない。 ロ) 過去の改正時に、課税ベースの拡大を実施してきた結果、諸外国に比しても課税ベースは狭くなく、国際的整合性の確保と国際競争力の強化の観点を考えれば、課税ベースを広げるべきではない。 ハ) 税率を国際水準並みに引き下げる場合には、財政状況も鑑み、思い切って課税ベースを広げることもやむを得ない。 ニ) 租税特別措置等の政策税制は、研究開発税制、グリーン化税制等の政策効果の高いものは本則化、他は廃止することにより適正化し、一部課税ベースを広げる。 ホ) 租税特別措置によるメリットは、特定の業界に片寄っているため課税の公平原則に反するため、法人実効税率を下げるに際して、廃止すべきである。 ヘ) その他（具体的にご記入ください）	(イ) 18 14.4% (ロ) 56 44.8% (ハ) 18 14.4% (ニ) 39 31.2% (ホ) 14 11.2% (ヘ) 5 4.0%	(イ) 2 4.1% (ロ) 26 53.1% (ハ) 8 16.3% (ニ) 14 28.6% (ホ) 4 8.2% (ヘ) 2 4.1%	(イ) 5 13.2% (ロ) 10 26.3% (ハ) 14 36.8% (ニ) 15 39.5% (ホ) 9 23.7% (ヘ) 1 2.6%	(イ) 25 11.8% (ロ) 92 43.4% (ハ) 40 18.9% (ニ) 68 32.1% (ホ) 27 12.7% (ヘ) 8 3.8%
【問27】 研究開発支援税制 我が国の新経済成長戦略では、官民合わせた研究開発投資がGDP比4%以上の達成を目標とされています。世界的には、研究開発投資促進税制を拡充する動きが続いており、経済活力の基盤として研究開発投資は重要であります。研究開発支援税制について、どのようにお考えですか（複数回答可）。 イ) 研究開発支援税制は、我が国の経済成長の基幹ともなるべきものであり、新経済成長戦略の目標達成のために積極的に拡充すべきである。 ロ) 研究開発支援税制は、我が国が国際競争力を維持・強化していく上で有効な税制であるので、短期の時限措置ではなく、本則化し恒久的な税制とすべきである。 ハ) 研究開発支援税制は、我が国が国際競争力を維持・強化していく上で有効な制度であり、継続すべきである。 ニ) 研究開発支援税制によるメリットは特定の業種に偏っているため課税の公平原則に反するから廃止すべきである。 ホ) 研究開発支援税制の拡充よりも法人実効税率を引き下げるべきである。 ヘ) その他（具体的にご記入ください）	(イ) 48 38.4% (ロ) 55 44.0% (ハ) 43 34.4% (ニ) 5 4.0% (ホ) 14 11.2% (ヘ) 1 0.8%	(イ) 18 36.7% (ロ) 25 51.0% (ハ) 17 34.7% (ニ) 2 4.1% (ホ) 5 10.2% (ヘ) 0 0.0%	(イ) 20 52.6% (ロ) 17 44.7% (ハ) 15 39.5% (ニ) 3 7.9% (ホ) 0 0.0% (ヘ) 1 2.6%	(イ) 86 40.6% (ロ) 97 45.8% (ハ) 75 35.4% (ニ) 10 4.7% (ホ) 19 9.0% (ヘ) 2 0.9%

【問28】 研究開発支援税制の拡充に向けた具体的措置 上記【問27】でイ)「研究開発支援税制は、…積極的に拡充すべきである。」とお答えになった方に伺います。今後のさらなる研究開発促進税制拡充に向けた具体的な措置について、どのように考えますか（複数回答可）。 イ) 欧州や中国等で採用されている「パテントボックス税制」（特許権等の知的財産権に係る収益に対する優遇税制）を導入すべきである。 ロ) 国内での研究開発活動を促進するため、外国からの受託研究開発費に対する税額控除を導入すべきである。 ハ) 総額型（試験研究費の総額に対する税額控除）についてさらに拡充すべきである（法人税控除限度額の引き上げ、恒久措置化等）。 ニ) 研究開発投資に対する一時償却・特別償却を拡大すべきである。 ホ) 現行の試験研究費の増加額等<増加型、高水準型>に係る税額控除の上乗せ措置を拡充し、恒久化すべきである。 ヘ) 繰越税額控除限度超過額の繰越期間の延長、適用要件の緩和又は廃止をすべきである。 ト) その他（具体的にご記入ください）	(イ) 19 15.2% (ロ) 7 5.6% (ハ) 52 41.6% (ニ) 12 9.6% (ホ) 19 15.2% (ヘ) 29 23.2% (ト) 2 1.6%	(イ) 10 20.4% (ロ) 1 2.0% (ハ) 19 38.8% (ニ) 5 10.2% (ホ) 8 16.3% (ヘ) 11 22.4% (ト) 5 10.2%	(イ) 11 28.9% (ロ) 8 21.1% (ハ) 11 28.9% (ニ) 7 18.4% (ホ) 3 7.9% (ヘ) 1 2.6% (ト) 0 0.0%	(イ) 40 18.9% (ロ) 16 7.5% (ハ) 82 38.7% (ニ) 24 11.3% (ホ) 30 14.2% (ヘ) 41 19.3% (ト) 7 3.3%
【問29】 法人実効税率の軽減の際の税収規模 日本の法人実効税の税率をさらに引き下げる場合に、その税収規模の確保策についてどのように考えますか。 イ) 現在の財政状況を考えれば、さらなる税率引き下げは、法人税の課税ベースの拡大によって、法人税収の維持を図るべきである。 ロ) 法人税率の減等も含めた成長戦略による投資の増、成長によって税収は増加するため、さらなる税率引き下げ分に対する短期的な税収財源の補填（税収規模に対する中立性）に拘る必要はない。 ハ) 日本の税収構造は法人税に偏っていることから、法人の法定実効税率のさらなる引き下げによる法人税収の減少は、税制全体の中でカバーされるべきである。 ニ) その他（具体的にご記入ください）	(イ) 16 12.8% (ロ) 56 44.8% (ハ) 44 35.2% (ニ) 2 1.6%	(イ) 4 8.2% (ロ) 23 46.9% (ハ) 18 36.7% (ニ) 1 2.0%	(イ) 14 36.8% (ロ) 8 21.1% (ハ) 16 42.1% (ニ) 1 2.6%	(イ) 34 16.0% (ロ) 87 41.0% (ハ) 78 36.8% (ニ) 4 1.9%
(2) 法人関連税制 【問30】 法人関連税制における改正 グローバル化の急速な展開のもとで既存の税制（税率を除く）について不断の点検・見直しを行っていく必要がありますが、現在最も見直すべきものはどれでしょうか（複数回答可）。 イ) 連結納税 ロ) 組織再編税制 ハ) 100%グループ税制 ニ) 受取配当の益金不算入割合 ホ) 欠損金の繰越・繰戻	(イ) 39 31.2% (ロ) 13 10.4% (ハ) 13 10.4% (ニ) 65 52.0% (ホ) 56 44.8%	(イ) 12 24.5% (ロ) 2 4.1% (ハ) 1 2.0% (ニ) 29 59.2% (ホ) 28 57.1%	(イ) 9 23.7% (ロ) 6 15.8% (ハ) 4 10.5% (ニ) 5 13.2% (ホ) 8 21.1%	(イ) 60 28.3% (ロ) 21 9.9% (ハ) 18 8.5% (ニ) 99 46.7% (ホ) 92 43.4%

へ) 総合主義から帰属主義への見直し	(へ) 10 8.0%	(へ) 2 4.1%	(へ) 6 15.8%	(へ) 18 8.5%
ト) 移転価格税制	(ト) 47 37.6%	(ト) 15 30.6%	(ト) 11 28.9%	(ト) 73 34.4%
チ) 外国子会社合算税制（タックスヘイブン税制）	(チ) 44 35.2%	(チ) 20 40.8%	(チ) 6 15.8%	(チ) 70 33.0%
リ) 国際的組織再編税制	(リ) 21 16.8%	(リ) 9 18.4%	(リ) 10 26.3%	(リ) 40 18.9%
ヌ) その他（具体的にご記入ください）	(ヌ) 3 2.4%	(ヌ) 3 6.1%	(ヌ) 4 10.5%	(ヌ) 10 4.7%
1) 連結納税制度				
【問31】 連結納税制度の改正				
各企業の連結グループをベースとした運営が強化される中で、連結納税制度について最も優先度の高い改正項目はどれでしょうか（複数回答可）。				
イ) 連結子会社の連結前欠損金の持込制限の廃止	(イ) 82 65.6%	(イ) 31 63.3%	(イ) 17 44.7%	(イ) 130 61.3%
	(ロ) 69 55.2%	(ロ) 28 57.1%	(ロ) 15 39.5%	(ロ) 112 52.8%
ロ) 適用開始・加入時における資産の時価評価の除外要件の緩和	(ハ) 6 4.8%	(ハ) 3 6.1%	(ハ) 4 10.5%	(ハ) 13 6.1%
	(ニ) 7 5.6%	(ニ) 1 2.0%	(ニ) 3 7.9%	(ニ) 11 5.2%
ハ) 資産の譲渡に係る特別控除額の引き上げ	(ホ) 50 40.0%	(ホ) 21 42.9%	(ホ) 9 23.7%	(ホ) 80 37.7%
ニ) 投資修正適用範囲の見直し	(へ) 22 17.6%	(へ) 4 8.2%	(へ) 10 26.3%	(へ) 36 17.0%
ホ) 法人事業税、法人住民税への導入	(ト) 5 4.0%	(ト) 5 10.2%	(ト) 3 7.9%	(ト) 13 6.1%
へ) 連結納税制度の取りやめ条件の緩和				
ト) その他（具体的にご記入ください）				
2) 受取配当の益金不算入割合				
【問32】 受取配当の益金不算入割合				
受取配当の益金不算入制度について最も優先度の高い改正項目はどれでしょうか。				
イ) 受取配当の益金不算入割合を100%とするべきである	(イ) 76 60.8%	(イ) 32 65.3%	(イ) 11 28.9%	(イ) 119 56.1%
	(ロ) 18 14.4%	(ロ) 7 14.3%	(ロ) 5 13.2%	(ロ) 30 14.2%
ロ) 関係法人株式等以外の株式等（持株比率25%未満）からの受取配当についての益金不算入割合（現行50%）を上げるべきである。	(ハ) 21 16.8%	(ハ) 8 16.3%	(ハ) 14 36.8%	(ハ) 43 20.3%
	(ニ) 4 3.2%	(ニ) 1 2.0%	(ニ) 7 18.4%	(ニ) 12 5.7%
ハ) 受取配当に係る負債利子控除は廃止すべきである。				
ニ) その他（具体的にご記入ください）				
3) 企業会計と税務会計の乖離				
【問33】 企業会計と法人税法との乖離				
企業会計の国際会計基準への移行への動きに伴い企業会計と法人税法上の取り扱いとの乖離が問題とされていますが、次の項目のうち乖離が大きくなると思われるのはどの項目と考えますか（複数回答可）。				
イ) 棚卸資産	(イ) 12 9.6%	(イ) 4 8.2%	(イ) 3 7.9%	(イ) 19 9.0%
ロ) 収益認識基準	(ロ) 51 40.8%	(ロ) 20 40.8%	(ロ) 13 34.2%	(ロ) 84 39.6%
ハ) リース取引	(ハ) 13 10.4%	(ハ) 6 12.2%	(ハ) 3 7.9%	(ハ) 22 10.4%
ニ) 工事契約	(ニ) 6 4.8%	(ニ) 2 4.1%	(ニ) 2 5.3%	(ニ) 10 4.7%
ホ) 有形固定資産	(ホ) 65 52.0%	(ホ) 28 57.1%	(ホ) 6 15.8%	(ホ) 99 46.7%
へ) 資産の減損	(へ) 46 36.8%	(へ) 12 24.5%	(へ) 16 42.1%	(へ) 74 34.9%
ト) 無形資産	(ト) 31 24.8%	(ト) 12 24.5%	(ト) 10 26.3%	(ト) 53 25.0%
チ) 金融商品	(チ) 22 17.6%	(チ) 8 16.3%	(チ) 8 21.1%	(チ) 38 17.9%
リ) 関連会社投資、投資不動産	(リ) 10 8.0%	(リ) 1 2.0%	(リ) 2 5.3%	(リ) 13 6.1%
ヌ) 退職給付	(ヌ) 42 33.6%	(ヌ) 11 22.4%	(ヌ) 15 39.5%	(ヌ) 68 32.1%
ル) 引当金、偶発債務、偶発資産	(ル) 41 32.8%	(ル) 13 26.5%	(ル) 13 34.2%	(ル) 67 31.6%
ヲ) 企業結合	(ヲ) 11 8.8%	(ヲ) 4 8.2%	(ヲ) 7 18.4%	(ヲ) 22 10.4%
ワ) 負債と資本との区分	(ワ) 8 6.4%	(ワ) 3 6.1%	(ワ) 6 15.8%	(ワ) 17 8.0%
カ) 非上場企業会計	(カ) 7 5.6%	(カ) 3 6.1%	(カ) 6 15.8%	(カ) 16 7.5%
ヨ) その他（具体的にご記入ください）	(ヨ) 2 1.6%	(ヨ) 1 2.0%	(ヨ) 1 2.6%	(ヨ) 4 1.9%
【問34】 確定決算主義				
確定決算主義との関連についてどのように考えますか。				

イ) 企業会計と税務会計の乖離が拡大し、事務処理が一層煩雑になっていることから、確定決算主義は廃止すべきである。	(イ)	15	12.0%	(イ)	3	6.1%	(イ)	3	7.9%	(イ)	21	9.9%
ロ) 所得計算の妥当性を確保する等の観点から、確定決算主義は維持すべきである。	(ロ)	25	20.0%	(ロ)	12	24.5%	(ロ)	17	44.7%	(ロ)	54	25.5%
ハ) 実務的に対応が困難な点については、損金経理要件を外すなど確定決算主義の調整を行うべきである。	(ハ)	78	62.4%	(ハ)	32	65.3%	(ハ)	16	42.1%	(ハ)	126	59.4%
ニ) その他（具体的にご記入ください）	(ニ)	0	0.0%	(ニ)	1	2.0%	(ニ)	1	2.6%	(ニ)	2	0.9%

4) 税制の予測可能性

【問35】 租税制度と実務との間の予測可能性

租税制度の実務上の取り扱いにおいて、特に、不透明であったり、予測可能性に問題のある領域がありますか（複数回答可）。

イ) 100%グループ税制	(イ)	12	9.6%	(イ)	4	8.2%	(イ)	5	13.2%	(イ)	21	9.9%
ロ) 国内組織再編税制	(ロ)	16	12.8%	(ロ)	3	6.1%	(ロ)	6	15.8%	(ロ)	25	11.8%
ハ) 連結納税制度	(ハ)	10	8.0%	(ハ)	6	12.2%	(ハ)	4	10.5%	(ハ)	20	9.4%
ニ) 事業体課税	(ニ)	12	9.6%	(ニ)	4	8.2%	(ニ)	13	34.2%	(ニ)	29	13.7%
ホ) 欠損金の繰越・繰戻し	(ホ)	6	4.8%	(ホ)	3	6.1%	(ホ)	2	5.3%	(ホ)	11	5.2%
ヘ) 解散・清算の税務	(ヘ)	9	7.2%	(ヘ)	2	4.1%	(ヘ)	6	15.8%	(ヘ)	17	8.0%
ト) 外国税額控除制度	(ト)	13	10.4%	(ト)	5	10.2%	(ト)	8	21.1%	(ト)	26	12.3%
チ) タックスヘイブン税制	(チ)	45	36.0%	(チ)	20	40.8%	(チ)	7	18.4%	(チ)	72	34.0%
リ) 移転価格税制	(リ)	103	82.4%	(リ)	32	65.3%	(リ)	25	65.8%	(リ)	160	75.5%
ヌ) 国際的な組織再編税制	(ヌ)	37	29.6%	(ヌ)	16	32.7%	(ヌ)	11	28.9%	(ヌ)	64	30.2%
ル) その他（具体的にご記入ください）	(ル)	1	0.8%	(ル)	2	4.1%	(ル)	3	7.9%	(ル)	6	2.8%

3. 国際課税

【問36】 租税条約

近年、租税条約について、多数の条約の改定や租税協定が締結されるなど国際的な税務当局間のネットワークの拡充が進展しています。租税条約について、優先度の高い改善はどれでしょうか（複数回答可）。

イ) 投資交流の活発化が見込まれる国々との租税条約の締結、改正の一層促進	(イ)	48	38.4%	(イ)	18	36.7%	(イ)	17	44.7%	(イ)	83	39.2%
ロ) 移転価格税制の適用による二重課税の解消を図るため、租税条約の締結、改正の一層の促進	(ロ)	61	48.8%	(ロ)	24	49.0%	(ロ)	15	39.5%	(ロ)	100	47.2%
ハ) 日米、日英等の租税条約では、源泉税免除を行っているので、欧州諸国との源泉税の免除等の促進	(ハ)	33	26.4%	(ハ)	12	24.5%	(ハ)	11	28.9%	(ハ)	56	26.4%
ニ) アジア地域の投資促進のため、アジア諸国との源泉税の免除等の促進	(ニ)	59	47.2%	(ニ)	25	51.0%	(ニ)	16	42.1%	(ニ)	100	47.2%
ホ) 外国子会社配当益金不算入制度を促進するため、受取配当にかかる源泉税の引き下げ等	(ホ)	39	31.2%	(ホ)	18	36.7%	(ホ)	5	13.2%	(ホ)	62	29.2%
ヘ) 各国との租税条約に仲裁制度を取り入れる。	(ヘ)	20	16.0%	(ヘ)	10	20.4%	(ヘ)	14	36.8%	(ヘ)	44	20.8%
ト) 各国との租税条約に徴収共助制度を取り入れる。	(ト)	4	3.2%	(ト)	0	0.0%	(ト)	8	21.1%	(ト)	12	5.7%
チ) 各国との租税条約の適用手続きの簡素化	(チ)	27	21.6%	(チ)	8	16.3%	(チ)	12	31.6%	(チ)	47	22.2%
リ) その他（具体的にご記入ください）	(リ)	3	2.4%	(リ)	4	8.2%	(リ)	2	5.3%	(リ)	9	4.2%

【問37】 移転価格税制

平成23年度税制改正で、OECDにおける移転価格ガイドラインの改正に伴い、独立企業間価格の算定方法の適用順位の見直しや独立企業間価格幅の取扱の明確化など、大幅に改正されました。移転価格税制について、優先度の高い改善はどれでしょうか

(複数回答可)。																			
イ) 経済実態を踏まえたガイドライン等の充実					(イ)	64	51.2%	(イ)	23	46.9%	(イ)	15	39.5%	(イ)	102	48.1%			
					(ロ)	43	34.4%	(ロ)	20	40.8%	(ロ)	19	50.0%	(ロ)	82	38.7%			
ロ) 事前確認制度、事前相談体制の強化					(ハ)	40	32.0%	(ハ)	17	34.7%	(ハ)	13	34.2%	(ハ)	70	33.0%			
ハ) 相互協議の円滑な推進					(ニ)	57	45.6%	(ニ)	18	36.7%	(ニ)	20	52.6%	(ニ)	95	44.8%			
ニ) 価格算定文書の明確化について、企業の					(ホ)	43	34.4%	(ホ)	10	20.4%	(ホ)	17	44.7%	(ホ)	70	33.0%			
負荷が軽減されるように、効果的な資料の					(ヘ)	14	11.2%	(ヘ)	3	6.1%	(ヘ)	9	23.7%	(ヘ)	26	12.3%			
公表					(ト)	38	30.4%	(ト)	17	34.7%	(ト)	2	5.3%	(ト)	57	26.9%			
ホ) 独立企業間価格幅の取扱いの明確化、透明					(チ)	5	4.0%	(チ)	5	10.2%	(チ)	2	5.3%	(チ)	12	5.7%			
化																			
ヘ) シークレットコンパラブルに対する開示																			
手続きを定めること																			
ト) 国外関連者基準50%以上を50%超に見直																			
し																			
チ) その他（具体的にご記入ください）																			
【問38】 外国子会社合算税制（タックスヘイブン税制）																			
外国子会社合算税制（タックスヘイブン税制）について、今後改正すべき項目はどれでしょうか（複数回答可）。																			
イ) 軽課国の判定基準を20%未満に引き下げ。					(イ)	56	44.8%	(イ)	25	51.0%	(イ)	13	34.2%	(イ)	94	44.3%			
ロ) 外国関係会社の所得に課される税の負担					(ロ)	56	44.8%	(ロ)	17	34.7%	(ロ)	18	47.4%	(ロ)	91	42.9%			
が20%以下であるかどうかを個別に判定する					(ハ)	23	18.4%	(ハ)	8	16.3%	(ハ)	8	21.1%	(ハ)	39	18.4%			
事務負担が大きいため、軽課国を直接指定する					(ニ)	58	46.4%	(ニ)	19	38.8%	(ニ)	12	31.6%	(ニ)	89	42.0%			
制度を設けるべきである。					(ホ)	25	20.0%	(ホ)	14	28.6%	(ホ)	2	5.3%	(ホ)	41	19.3%			
ハ) 外国関係会社の所得に課される税の負担					(ヘ)	16	12.8%	(ヘ)	10	20.4%	(ヘ)	3	7.9%	(ヘ)	29	13.7%			
割合の算定上、一定の非課税所得の範囲を					(ト)	26	20.8%	(ト)	10	20.4%	(ト)	14	36.8%	(ト)	50	23.6%			
明確化すべきである。					(チ)	10	8.0%	(チ)	2	4.1%	(チ)	10	26.3%	(チ)	22	10.4%			
ニ) 現行では、外国子会社の利益のみを合算					(リ)	9	7.2%	(リ)	4	8.2%	(リ)	0	0.0%	(リ)	13	6.1%			
しているが、損失についても通算を認める																			
べきである。																			
ホ) 適用除外子会社の要件である非関連者基準（現行非関連者との取引が50%以上）を																			
緩和すべきである。																			
ヘ) 地域統括会社の適用除外基準を緩和すべきである。																			
ト) 事業判定の基準を明確にすべきである。																			
チ) 資産性所得の合算課税の対象を明確化すべきである。																			
リ) その他（具体的にご記入ください）																			
4. 個人所得税																			
(1) 税収調達機能と所得再分配機能																			
【問39】 個人所得税と税収調達機能																			
累次の減税によって所得税の税収調達能力が落ちていると言われています。所得税と税収調達についてどのようにお考えですか。																			
イ) 勤労意欲等の促進による増収を実現するためにも、さらに減税を行なうべきである。					(イ)	17	13.6%	(イ)	6	12.2%	(イ)	3	7.9%	(イ)	26	12.3%			
ロ) 低所得者については、さらなる減税が必要である。					(ロ)	4	3.2%	(ロ)	0	0.0%	(ロ)	5	13.2%	(ロ)	9	4.2%			
ハ) 現状で妥当である。					(ハ)	55	44.0%	(ハ)	22	44.9%	(ハ)	8	21.1%	(ハ)	85	40.1%			
ニ) 中間層を含む中高所得層については、増税が必要である。					(ニ)	16	12.8%	(ニ)	6	12.2%	(ニ)	10	26.3%	(ニ)	32	15.1%			
ホ) 税収調達機能を回復するためにも、全所得階層にわたって増税を実施すべきである。					(ホ)	14	11.2%	(ホ)	7	14.3%	(ホ)	8	21.1%	(ホ)	29	13.7%			
ヘ) その他（具体的にご記入ください）					(ヘ)	7	5.6%	(ヘ)	6	12.2%	(ヘ)	4	10.5%	(ヘ)	17	8.0%			

【問40】 税率構造と適用ブラケット 抜本税制改革では、附則で最高税率の引き上げ等による累進性の強化に係る具体的措置について検討を加え、その結果に基づき、平成24年度中に必要な法制上の措置が講じられることとされています。所得税の税収感応度や所得再分配機能に影響を及ぼす税率構造と適用ブラケットについてどのように考えますか（複数回答可）。 イ）納税者の約8割が税率10%以下のブラケットとなっているため、ここに属する納税者の割合を縮小すべきである。 ロ）現行最高税率（40%）の適用所得額の下限を引き下げるべきである。 ハ）現行最高税率を45%に引き上げるべきである。 ニ）現行最高税率をさらに50%まで引き上げるべきである。 ホ）ブラケットごとの税率の刻みを小さくすべきである。 ヘ）現行の税率構造等を維持すべきである。 ト）その他（具体的にご記入ください）	(イ) 49 39.2% (ロ) 11 8.8% (ハ) 20 16.0% (ニ) 27 21.6% (ホ) 18 14.4% (ヘ) 12 9.6% (ト) 3 2.4%	(イ) 22 44.9% (ロ) 5 10.2% (ハ) 5 10.2% (ニ) 9 18.4% (ホ) 4 8.2% (ヘ) 9 18.4% (ト) 4 8.2%	(イ) 19 50.0% (ロ) 4 10.5% (ハ) 6 15.8% (ニ) 13 34.2% (ホ) 8 21.1% (ヘ) 2 5.3% (ト) 0 0.0%	(イ) 90 42.5% (ロ) 20 9.4% (ハ) 31 14.6% (ニ) 49 23.1% (ホ) 30 14.2% (ヘ) 23 10.8% (ト) 7 3.3%
(2) 所得控除、税額控除等 【問41】 給与所得控除のあり方 給与所得控除には、「勤務費用の概算控除」と「他の所得との負担調整」の二つの性格を持つといわれています。次の給与所得控除のあり方についてどのように考えますか（複数回答可）。 (注) 給与所得控除について、給与収入の3割程度控除されている一方、給与所得者の必要経費と指摘される支出は、給与収入の約6%との試算がある。平成23年度税制改正では、格差是正、所得再分配機能の回復の観点から、過大となっている控除の適正化するため、次のような見直しがされています。 ①給与所得控除の上限設定、②役員給与と所得に係る給与所得控除の見直し、③特定支出控除の見直し イ）高額な収入のある役員給与については、金融資産等多額の資産を所有し一定額を超える場合には、給与所得控除は他の所得との負担の調整上減少させるべきである。 ロ）実態に合わせた概算控除額を設定すべきである。 ハ）給与所得控除は、現行の水準でよい。 ニ）特定支出控除は平成23年度税制改正では不十分であり、使いやすくするために、特定支出の範囲をさらに拡大すべきである。 ホ）その他（具体的にご記入ください）	(イ) 36 28.8% (ロ) 31 24.8% (ハ) 30 24.0% (ニ) 13 10.4% (ホ) 4 3.2%	(イ) 12 24.5% (ロ) 8 16.3% (ハ) 11 22.4% (ニ) 8 16.3% (ホ) 6 12.2%	(イ) 15 39.5% (ロ) 11 28.9% (ハ) 3 7.9% (ニ) 12 31.6% (ホ) 4 10.5%	(イ) 63 29.7% (ロ) 50 23.6% (ハ) 44 20.8% (ニ) 33 15.6% (ホ) 14 6.6%
【問42】 控除のあり方 所得控除をはじめとした各種の控除のあり方についてどのように考えますか（複数回答可）。 イ）配偶者控除については、配偶者の就労の中立性阻害、夫婦単位での二重控除（配偶者控除と基礎控除）の問題を踏まえ、廃止を含めて見直しを行うべきである。	(イ) 29 23.2% (ロ) 25 20.0% (ハ) 46 36.8% (ニ) 21 16.8%	(イ) 15 30.6% (ロ) 9 18.4% (ハ) 16 32.7% (ニ) 8 16.3%	(イ) 15 39.5% (ロ) 6 15.8% (ハ) 10 26.3% (ニ) 16 42.1%	(イ) 59 27.8% (ロ) 40 18.9% (ハ) 72 34.0% (ニ) 45 21.2%

ロ) 配偶者控除は、現行の制度を維持すべきである。	(ホ) 31 24.8% (ヘ) 2 1.6%	(ホ) 15 30.6% (ヘ) 3 6.1%	(ホ) 15 39.5% (ヘ) 0 0.0%	(ホ) 61 28.8% (ヘ) 5 2.4%
ハ) 特定扶養控除、老人扶養控除等様々な割増、加算措置や勤労学生控除等の特別な人的控除については、極力簡素化し、基本的には、家族に関する控除を基礎控除等に集約化すべきである。				
ニ) 各種の所得控除は、個々人の人的事情を反映した課税上の手当てが行われたものであり、所得税の長所となっているので、現状のままでよい。				
ホ) 子育て支援の観点からは、現行の扶養控除は、所得控除から税額控除（給付も含め）に改めるべきである。				
ヘ) その他（具体的にご記入ください）				
【問43】 公的年金等控除				
超高齢社会にあって、年金生活者が急増しています。公的年金課税についてどう考えますか（複数回答可）。				
イ) 年金所得は、雑所得の所得区分であるが、今後急増することから、所得区分の見直しをすべきである。	(イ) 16 12.8% (ロ) 14 11.2% (ハ) 46 36.8%	(イ) 4 8.2% (ロ) 4 8.2% (ハ) 18 36.7%	(イ) 12 31.6% (ロ) 6 15.8% (ハ) 12 31.6%	(イ) 32 15.1% (ロ) 24 11.3% (ハ) 76 35.8%
ロ) 年金課税については、掛け金時は非課税、運用時は非課税、給付時も実質非課税となっているが、給付時課税を徹底すべきである。	(ニ) 64 51.2% (ホ) 27 21.6% (ヘ) 4 3.2%	(ニ) 30 61.2% (ホ) 7 14.3% (ヘ) 3 6.1%	(ニ) 17 44.7% (ホ) 16 42.1% (ヘ) 0 0.0%	(ニ) 111 52.4% (ホ) 50 23.6% (ヘ) 7 3.3%
ハ) 多額の資産を有する高齢者については、公的年金等控除は一定額を超える場合には、減少させるべきである。				
ニ) 担税力のある高齢者については、公的年金等控除の上限を設けるべきである。				
ホ) 平成23年度税制改正で、公的年金に係る収入金額が400万円以下の対象者における申告不要制度が創設されたが、少額な年金受給者は、源泉徴収のみで課税関係が終了するようにすべきである。				
ヘ) その他（具体的にご記入ください）				
【問44】 給付付き税額控除				
税制抜本改革2法案では、消費税率が8%からのさらなる引き上げについては、給付付き税額控除又は複数税率の導入等について検討することとされています。給付付き税額控除の導入をどのように考えますか（複数回答可）。				
(注) 給付付き税額控除とは、給付と組み合わせられた税額控除制度であって、課税最低限以下の低所得者に対して、税額控除できない分を給付するという仕組みであり、若年層を中心とした低所得者支援、子育て支援、就労支援、消費税の逆進性対応といった様々な視点から主張されています。	(イ) 31 24.8% (ロ) 11 8.8% (ハ) 23 18.4%	(イ) 15 30.6% (ロ) 6 12.2% (ハ) 13 26.5%	(イ) 6 15.8% (ロ) 4 10.5% (ハ) 5 13.2%	(イ) 52 24.5% (ロ) 21 9.9% (ハ) 41 19.3%
イ) 子育て等に配慮した低所得者支援等として導入するべきである。	(ニ) 29 23.2% (ホ) 21 16.8% (ヘ) 67 53.6%	(ニ) 7 14.3% (ホ) 8 16.3% (ヘ) 26 53.1%	(ニ) 12 31.6% (ホ) 12 31.6% (ヘ) 14 36.8%	(ニ) 48 22.6% (ホ) 41 19.3% (ヘ) 107 50.5%
ロ) 勤労意欲の向上や就労支援等として導入するべきである。	(ト) 2 1.6%	(ト) 2 4.1%	(ト) 3 7.9%	(ト) 7 3.3%
ハ) 消費税の税率引き上げによる逆進性への対応として、消費税給付返還の制度として導入すべきである。				

ニ) 所得に着目した給付は不公平な制度であり、所得や資産所有状況を考慮する必要がある、社会保障等の給付で対応すべきである。 ホ) 歳入と歳出を同時に組み込むこととなり、本来区分すべきものであり、好ましいものではない。 ヘ) 正当な受給者の確認が必要となることから、制度導入に当たっては、納税者番号制度等の導入が必要である。 ト) その他（具体的にご記入ください）				
(3) 年末調整 【問45】 年末調整のあり方 給与所得者の年末調整のあり方についてどのように考えますか。 イ) 年末調整は廃止して、給与所得者が、自ら確定申告を行えるようにすべきである。 ロ) 給与所得者については、年末調整と確定申告のいずれかを選択できるようにすべきである。 ハ) 年末調整を含め現行制度は、維持すべきである。 ニ) その他（具体的にご記入ください）	(イ) 12 9.6% (ロ) 29 23.2% (ハ) 72 57.6% (ニ) 2 1.6%	(イ) 5 10.2% (ロ) 13 26.5% (ハ) 27 55.1% (ニ) 2 4.1%	(イ) 5 13.2% (ロ) 7 18.4% (ハ) 25 65.8% (ニ) 1 2.6%	(イ) 22 10.4% (ロ) 49 23.1% (ハ) 124 58.5% (ニ) 5 2.4%
(4) 社会保障・税番号制度 【問46】 社会保障・税番号制度の導入 現在、国会に「マイナンバー法案」が提出されています。社会保障・税番号制度についてどのように考えますか。 イ) 社会保障サービスの適正化や、課税の公平性および税務行政の効率化等のために整備すべきインフラであり、早期に導入すべきである。 ロ) 制度の導入は望ましいが、セキュリティの確保に疑問があるので、慎重に検討の上、導入すべきである。 ハ) 国民の財産等に関するプライバシーに対する国の過度な介入を許すことになるので、制度の導入に反対である。 ニ) その他（具体的にご記入ください）	(イ) 65 52.0% (ロ) 42 33.6% (ハ) 5 4.0% (ニ) 5 4.0%	(イ) 32 65.3% (ロ) 12 24.5% (ハ) 2 4.1% (ニ) 2 4.1%	(イ) 26 68.4% (ロ) 9 23.7% (ハ) 2 5.3% (ニ) 1 2.6%	(イ) 123 58.0% (ロ) 63 29.7% (ハ) 9 4.2% (ニ) 8 3.8%
【問47】 社会保障・税番号制度の機能 「マイナンバー法案」では、利用範囲が社会保障、税、防災分野等での事務に範囲が限定されています。どのような制度が望ましいと考えますか。 イ) 税務行政のみに利用すべきである。 ロ) 社会保障サービスや給付とともに税務行政にも利用できるものとすべきである。 ハ) 広く役所での各種行政手続に利用するとともに、社会保障サービス、給付や税務行政にも利用できるものとすべきである。 ニ) その他（具体的にご記入ください）	(イ) 5 4.0% (ロ) 28 22.4% (ハ) 77 61.6% (ニ) 7 5.6%	(イ) 0 0.0% (ロ) 13 26.5% (ハ) 29 59.2% (ニ) 6 12.2%	(イ) 2 5.3% (ロ) 11 28.9% (ハ) 23 60.5% (ニ) 2 5.3%	(イ) 7 3.3% (ロ) 52 24.5% (ハ) 129 60.8% (ニ) 15 7.1%
(5) 金融所得課税の一元化 平成23年度の税制改正大綱において「所得税については全ての所得を合算して課税する「総合課税」が理想であるが、金融資産の流動化や個人金融資産の有効活用による経済活性化の必要性に鑑み、可能なところから金融所得課税の一体化に向けた取組を進める」とされています。これについて、				

下記の設問にお答えください。							
【問48】 総合課税と金融所得課税の一元化 金融所得に対する課税について、どのよう にお考えですか。							
イ) 金融所得についても全て所得を合算する 総合課税が望ましく、金融所得課税の一元 化は反対である。	(イ) 38 30.4%	(イ) 13 26.5%	(イ) 12 31.6%	(イ) 63 29.7%	(ロ) 70 56.0%	(ロ) 31 63.3%	(ロ) 25 65.8%
ロ) 資本の国際流動性を確保し、我が国金融・ 資本市場の競争力を強化し、経済の活性化 を図るためには、金融所得課税の一元化を 促進すべきである。	(ハ) 4 3.2%	(ハ) 3 6.1%	(ハ) 1 2.6%	(ハ) 8 3.8%			
ハ) その他（具体的にご記入ください）							
【問49】 軽減税率と金融所得課税の一元化 平成26年から上場株式等に係る税率の 20%本則課税が行われることとされていま すが、どのように考えますか。							
イ) 軽減措置は、厳しい金融経済情勢を踏ま えれば適切な措置であるが、制度が複雑化 することは金融取引の中立性を歪めること になるので、あくまで景気が回復するまで の一時的な措置とすべきである。	(イ) 27 21.6%	(イ) 11 22.4%	(イ) 6 15.8%	(イ) 44 20.8%	(ロ) 54 43.2%	(ロ) 18 36.7%	(ロ) 11 28.9%
ロ) 貯蓄から投資への方角を目指すべきであ り、その効果が明確に現れるまでは、現在 の軽減税率を平成26年以降も継続すべきで ある。	(ハ) 13 10.4%	(ハ) 4 8.2%	(ハ) 9 23.7%	(ハ) 26 12.3%	(ニ) 4 3.2%	(ニ) 0 0.0%	(ニ) 1 2.6%
ハ) 早期に本則課税(20%)に戻すべきである。	(ホ) 14 11.2%	(ホ) 10 20.4%	(ホ) 9 23.7%	(ホ) 33 15.6%	(ヘ) 2 1.6%	(ヘ) 2 4.1%	(ヘ) 2 5.3%
ニ) 上場株式等に係る税率を20%を上回る税 率に引き上げるべきである							
ホ) 早期に金融所得課税の一元化を進めるべ きである。							
ヘ) その他（具体的にご記入ください）							
5. 相続税							
【問50】 相続税のあり方 相続税は、社会保障・税一体改革大綱に おいて、格差是正・富の再配分の観点から、 基礎控除を大幅に引き下げる（「5,000万円 +1,000万円*法定相続人数」→「3,000万円 +600万円*法定相続人数」）とともに、最 高税率の引き上げ（課税遺産総額6億円超 55%）など税率構造の見直しが取り上げら れています。今後の相続税のあり方につい てどのように考えますか（複数回答可）。							
イ) 相続税は、基礎控除額を引き下げ、課税 割合を高めるべきである。	(イ) 36 28.8%	(イ) 16 32.7%	(イ) 16 42.1%	(イ) 68 32.1%	(ロ) 41 32.8%	(ロ) 15 30.6%	(ロ) 8 21.1%
ロ) 課税割合を高める必要はなく、基礎控除 額も現行を維持すべきである。	(ハ) 9 7.2%	(ハ) 2 4.1%	(ハ) 3 7.9%	(ハ) 14 6.6%	(ニ) 25 20.0%	(ニ) 10 20.4%	(ニ) 12 31.6%
ハ) 現行最高税率（50%）は、引き下げるべ きである。	(ホ) 23 18.4%	(ホ) 11 22.4%	(ホ) 8 21.1%	(ホ) 42 19.8%	(ヘ) 3 2.4%	(ヘ) 2 4.1%	(ヘ) 6 15.8%
ニ) 現行最高税率は、引き上げるべきである。							
ホ) 現行最高税率は、維持すべきである。							
ヘ) その他（具体的にご記入ください）							
【問51】 相続税の課税方式 相続税の課税方式として、どの方式が望 ましいと考えますか。							
イ) 遺産課税方式（遺産全体を課税物件と して、例えば遺言執行者を納税者として課 税する方式。アメリカ、イギリス適用）	(イ) 11 8.8%	(イ) 6 12.2%	(イ) 0 0.0%	(イ) 17 8.0%	(ロ) 28 22.4%	(ロ) 11 22.4%	(ロ) 17 44.7%
ロ) 遺産取得課税方式（相続等により遺産 を取得した者を納税義務者として、その者	(ハ) 68 54.4%	(ハ) 26 53.1%	(ハ) 20 52.6%	(ハ) 114 53.8%	(ニ) 2 1.6%	(ニ) 2 4.1%	(ニ) 1 2.6%

が取得した遺産を課税物件として課税する方式。ドイツ、フランス適用) ハ) 法定遺産課税取得方式 (現行方式、相続税の総額を法定相続人の数を法定相続分によって算出し、各人の取得財産額に応じて課税する方式) ニ) その他 (具体的にご記入ください)				
【問52】 贈与税のあり方 贈与税は相続税の回避の防止する観点から、相続税を補完する役割があります。このため、贈与税の税率構造は厳しくなっていますが、贈与税のあり方について、どのように考えますか (複数回答可)。 イ) 高齢者が所有する資産を若い世代に移転させ、経済の活性化に活用すべきである ロ) 事業承継が円滑に行われるように贈与税をさらに緩和すべきである。 ハ) 相続時精算課税について、受贈者を孫まで拡大、贈与者を60歳以上に引き下げるなど適用要件を緩和すべきである。 ニ) 相続税の補完税であるため、現状を維持すべきである。 ホ) その他 (具体的にご記入ください)	(イ) 61 48.8% (ロ) 29 23.2% (ハ) 27 21.6% (ニ) 25 20.0% (ホ) 1 0.8%	(イ) 27 55.1% (ロ) 12 24.5% (ハ) 11 22.4% (ニ) 8 16.3% (ホ) 2 4.1%	(イ) 24 63.2% (ロ) 16 42.1% (ハ) 3 7.9% (ニ) 9 23.7% (ホ) 2 5.3%	(イ) 112 52.8% (ロ) 57 26.9% (ハ) 41 19.3% (ニ) 42 19.8% (ホ) 5 2.4%

6. 地方税

(1) 地方税のあり方

【問53】 地方税負担のあり方

地方税の充実強化についてどのようにお考えですか。

- イ) 地方税の充実強化は税源移譲によって行うべきである。
- ロ) 地方税を増税すべきである。
- ハ) 地方税負担は増やすべきでなく、他の財政支出の削減で対応すべきである。
- ニ) その他 (具体的にご記入ください)

(イ) 80 64.0%	(イ) 29 59.2%	(イ) 15 39.5%	(イ) 124 58.5%
(ロ) 5 4.0%	(ロ) 4 8.2%	(ロ) 5 13.2%	(ロ) 14 6.6%
(ハ) 27 21.6%	(ハ) 11 22.4%	(ハ) 16 42.1%	(ハ) 54 25.5%
(ニ) 3 2.4%	(ニ) 2 4.1%	(ニ) 1 2.6%	(ニ) 6 2.8%

【問54】 地方税と国税 (地方法人2税と地方消費税の税源交換)

地域間の財政力格差の問題の解決、安定的な財源確保の方法として、消費税の税率引き上げを前提として、地方法人2税を国税に移管し、その見返りとして地方消費税の拡充を行うべきであるとの意見があります。これについてどのように考えますか。

- イ) 賛成である。
- ロ) 反対である。
- ハ) どちらともいえない。
- ニ) その他 (具体的にご記入ください)

(イ) 47 37.6%	(イ) 23 46.9%	(イ) 11 28.9%	(イ) 81 38.2%
(ロ) 7 5.6%	(ロ) 1 2.0%	(ロ) 8 21.1%	(ロ) 16 7.5%
(ハ) 60 48.0%	(ハ) 20 40.8%	(ハ) 18 47.4%	(ハ) 98 46.2%
(ニ) 3 2.4%	(ニ) 3 6.1%	(ニ) 1 2.6%	(ニ) 7 3.3%

【問55】 地方税のあり方

上記【問53、54】以外で地方税のあり方として賛成できるのはどれでしょうか (複数回答可)。

- イ) 地方税は、受益と負担の連動を確保するため、応益原則をさらに徹底すべきである。
- ロ) 法人住民税、法人事業税、固定資産税、都市計画税、事業所税等の法人負担は応益負担としては、高い水準にあるので見直すべきである。
- ハ) 法人住民税、法人事業税、固定資産税、都市計画税、事業所税等の税目が多いため、整理統合を行うべきである。

(イ) 36 28.8%	(イ) 18 36.7%	(イ) 14 36.8%	(イ) 68 32.1%
(ロ) 42 33.6%	(ロ) 19 38.8%	(ロ) 8 21.1%	(ロ) 69 32.5%
(ハ) 89 71.2%	(ハ) 32 65.3%	(ハ) 19 50.0%	(ハ) 140 66.0%
(ニ) 7 5.6%	(ニ) 3 6.1%	(ニ) 3 7.9%	(ニ) 13 6.1%
(ホ) 29 23.2%	(ホ) 12 24.5%	(ホ) 7 18.4%	(ホ) 48 22.6%
(ヘ) 1 0.8%	(ヘ) 1 2.0%	(ヘ) 3 7.9%	(ヘ) 5 2.4%

ニ) 個人住民税をはじめとして個人課税のウエイトは低いので、見直すべきである。 ホ) 超過課税及び法定外税は法人負担に偏った税制となっており、見直すべきである。 ヘ) その他（具体的にご記入ください）				
(2) 個人住民税 【問56】 個人住民税 個人住民税のあり方についてどのように考えますか（複数回答可）。 イ) 応益原則の強化から、均等割（市町村民税：年3千円、道府県民税：年1千円）については、引き上げるべきである。 ロ) 所得割の課税最低限、均等割の非課税限度額の引き下げを行うべきである。 ハ) 所得割の税率を引き上げるべきである。 ニ) 現行制度を維持するべきである。 ホ) 前年の所得を基礎とする前年課税を採用している現行の個人住民税については、所得発生と税負担の各時点を近づけるため、現年課税に変更すべきである。 ヘ) その他（具体的にご記入ください）	(イ) 35 28.0% (ロ) 13 10.4% (ハ) 4 3.2% (ニ) 21 16.8% (ホ) 62 49.6% (ヘ) 3 2.4%	(イ) 18 36.7% (ロ) 7 14.3% (ハ) 0 0.0% (ニ) 5 10.2% (ホ) 25 51.0% (ヘ) 2 4.1%	(イ) 13 34.2% (ロ) 8 21.1% (ハ) 4 10.5% (ニ) 9 23.7% (ホ) 13 34.2% (ヘ) 1 2.6%	(イ) 66 31.1% (ロ) 28 13.2% (ハ) 8 3.8% (ニ) 35 16.5% (ホ) 100 47.2% (ヘ) 6 2.8%
(3) 法人住民税・法人事業税等 【問57】 法人住民税・法人事業税等 法人住民税、法人事業税のあり方についてどのように考えますか（複数回答可）。 イ) 全国に支店・営業所を有する法人にとつては、所在地の各県・市町村に法人住民税、法人事業税の申告・納付を行うため事務負担が非常に大きいので、全国一括申告センターのような組織を作る等、申告・納付の利便性を向上させるべきである。 ロ) 法人住民税均等割は、資本金等により算定され、資本金の小さい事業所より資本金の大きい小規模事業所の負担が大きくなっているため、事業所の規模に応じた応益的な仕組みに改めるべきである。 ハ) 法人住民税にも、連結納税制度を導入すべきである。 ニ) 外形標準課税については、現在資本金1億円超の企業に適用があるが、応益原則等の見地から、資本金1億円以下の企業にも適用すべきである。 ホ) 外形標準課税は、所得割、付加価値割、資本割が併用される等仕組みが複雑であるので、簡素化すべきである。 ヘ) 法人課税のうち、法人住民税の法人税割や法人事業税（資本金1億円以下）の所得割は応益負担とは言えず見直すべきである。 ト) 法定外税、超過課税が法人に偏って課税されていることは、問題であり、見直すべきである。 チ) その他（具体的にご記入ください）	(イ) 105 84.0% (ロ) 25 20.0% (ハ) 38 30.4% (ニ) 24 19.2% (ホ) 74 59.2% (ヘ) 17 13.6% (ト) 22 17.6% (チ) 5 4.0%	(イ) 36 73.5% (ロ) 13 26.5% (ハ) 17 34.7% (ニ) 13 26.5% (ホ) 29 59.2% (ヘ) 7 14.3% (ト) 14 28.6% (チ) 3 6.1%	(イ) 23 60.5% (ロ) 8 21.1% (ハ) 6 15.8% (ニ) 4 10.5% (ホ) 13 34.2% (ヘ) 3 7.9% (ト) 7 18.4% (チ) 2 5.3%	(イ) 164 77.4% (ロ) 46 21.7% (ハ) 61 28.8% (ニ) 41 19.3% (ホ) 116 54.7% (ヘ) 27 12.7% (ト) 43 20.3% (チ) 10 4.7%
(4) 固定資産税 【問58】 固定資産税 固定資産税のあり方についてどのように考えますか（複数回答可）。 イ) 償却資産に対する固定資産税は、諸外国でも例外的であるため、廃止すべきである。	(イ) 80 64.0% (ロ) 67 53.6%	(イ) 35 71.4% (ロ) 30 61.2%	(イ) 25 65.8% (ロ) 14 36.8%	(イ) 140 66.0% (ロ) 111 52.4%

ロ) 償却資産の減価償却は、法人税法と同一に完全償却まで認めるべきである。	(ハ)	20	16.0%	(ハ)	8	16.3%	(ハ)	2	5.3%	(ハ)	30	14.2%
ハ) 商業地等の固定資産税については、負担水準の上限を60%に引下げる等負担の適正化を図るべきである。	(ニ)	18	14.4%	(ニ)	8	16.3%	(ニ)	7	18.4%	(ニ)	33	15.6%
ニ) 家屋の評価は、事務負担等の観点から、再建築価格基準によらず取得価格（減価償却）基準によるべきである。	(ホ)	3	2.4%	(ホ)	1	2.0%	(ホ)	2	5.3%	(ホ)	6	2.8%
ホ) その他（具体的にご記入ください）												

7. その他の税制等

(1) 環境関連税制												
【問59】 地球温暖化対策のための税												
平成24年度税制改正において、エネルギー起源CO ₂ 排出抑制を図るため、全化石燃料を課税ベースとする現行の石油石炭にCO ₂ 排出量に応じた税率を上乗せする「地球温暖化対策のための課税の特例」が新設されました。												
今後、地球温暖化対策税制をどのように考えますか。												
イ) 日本では既に省エネ技術など世界最高水準を達成しているにも関わらず、さらに地球温暖化対策税を導入することは、日本の国際競争力低下、海外への生産シフトに伴う産業・雇用の空洞化を招くことから、現在検討中のエネルギー基本計画（平成22年6月18日閣議決定）の見直しを契機とし、課税の廃止を含め抜本的に見直すべきである。	(イ)	37	29.6%	(イ)	16	32.7%	(イ)	15	39.5%	(イ)	68	32.1%
ロ) 環境税や石油石炭税の増税などは、国民生活や産業活動に大きな影響を及ぼすことから、その政策効果や国民負担等の検討を行うなど慎重な議論が必要である。	(ロ)	43	34.4%	(ロ)	20	40.8%	(ロ)	7	18.4%	(ロ)	70	33.0%
ハ) 地球温暖化防止は、全世界が取り組むべき課題であり、環境、省エネ技術を持つ日本はこのような税制のグリーン化を推進することにより持続可能な低炭素社会の実現を目指すべきである。	(ハ)	29	23.2%	(ハ)	7	14.3%	(ハ)	13	34.2%	(ハ)	49	23.1%
ニ) 地球温暖化防止のための温室効果ガスの削減は地球規模の課題であり、CO ₂ 排出抑制を図るため、現行の石油石炭税にCO ₂ 排出量に応じた税率を上乗せした地球温暖化対策税は賛成である。	(ニ)	3	2.4%	(ニ)	0	0.0%	(ニ)	3	7.9%	(ニ)	6	2.8%
ホ) その他（具体的にご記入ください）	(ホ)	3	2.4%	(ホ)	2	4.1%	(ホ)	0	0.0%	(ホ)	5	2.4%
【問60】 車体課税												
社会保障・税一体改革大綱では、自動車取得税および自動車重量税については、国、地方を通じた関連税制のあり方の見直しを行い、安定的な財源を確保した上で、地方財政にも配慮しつつ、簡素化、負担の軽減、グリーン化の観点から見直しを行うこととされています。車体課税（自動車重量税、自動車取得税、自動車税、軽自動車税の課税を言う）についてどのように考えますか。												
イ) 自動車取得税、自動車重量税は道路整備の課税根拠がなくなっているため、廃止すべきである。	(イ)	29	23.2%	(イ)	11	22.4%	(イ)	13	34.2%	(イ)	53	25.0%
ロ) 自動車取得税は消費税と二重課税という考え方もあり、また自動車重量税は保有課	(ロ)	48	38.4%	(ロ)	19	38.8%	(ロ)	10	26.3%	(ロ)	77	36.3%
	(ハ)	18	14.4%	(ハ)	7	14.3%	(ハ)	4	10.5%	(ハ)	29	13.7%
	(ニ)	16	12.8%	(ニ)	6	12.2%	(ニ)	10	26.3%	(ニ)	32	15.1%
	(ホ)	1	0.8%	(ホ)	3	6.1%	(ホ)	1	2.6%	(ホ)	5	2.4%

税として自動車税と重複しており、過大な負担を負っているため、国際的な負担水準に軽減すべきである。 ハ) エコカー減税は、経済効果が大きいことから、車体課税は、現在の負担水準を維持しつつエコカー減税などのグリーン化を継続すべきである。 ニ) 自動車は担税力が大きく、かつ税収規模が大きいことから、負担水準は継続しつつ、簡素化を進めればよい。 ホ) その他（具体的にご記入ください）				
(2) 印紙税等 【問61】 印紙税の是非 印紙税についてどのように考えますか。 イ) 同じ内容の取引であっても紙の書類は課税の対象とされるのに対し、電子書類は対象とされない不公平があるので、印紙税の課税対象の見直しを行うべきである。 ロ) 印紙税については、さらに進んで廃止を検討すべきである。 ハ) 印紙税は、基本的に現状を維持すべきである。 ニ) その他（具体的にご記入ください）	(イ) 20 16.0% (ロ) 98 78.4% (ハ) 2 1.6% (ニ) 1 0.8%	(イ) 6 12.2% (ロ) 39 79.6% (ハ) 2 4.1% (ニ) 0 0.0%	(イ) 18 47.4% (ロ) 15 39.5% (ハ) 3 7.9% (ニ) 2 5.3%	(イ) 44 20.8% (ロ) 152 71.7% (ハ) 7 3.3% (ニ) 3 1.4%
Ⅲ. 税に関する意識及び納税環境の整備				
【問62】 コーポレートガバナンスと税務コンプライアンス 企業においては、これまで会社法や金融商品取引法に基づく内部統制を整備するなどコーポレートガバナンスの強化が図られてきましたが、税務コンプライアンスの向上を図ることも重要な項目となっております。行政当局においても、大企業のコーポレートガバナンスの充実による税務コンプライアンスの維持・向上に向けた取り組みを推進することとされております。このような状況において、これからの税務コンプライアンスについてどのように考えますか（複数回答可）。 イ) 企業のコーポレートガバナンスの維持・向上は社会的な責務であって、税務コンプライアンスの向上に取り組むことは当然のことである。 ロ) 税務コンプライアンスの維持・向上に向けた取り組み（指揮・監督等）に対するトップマネジメントの適切な関与は、社内組織体制として必要である。 ハ) 内部統制は、組織・運営の信頼性・健全性を確保するものであって、税務調査のような悉皆的な調査とは相当の差異がある。 ニ) 行政当局は、企業が取り組むコーポレートガバナンスや税務コンプライアンスを尊重すべきである。 ホ) 行政当局は、税務上のコンプライアンスの維持向上に資する指針等を提供すべきである。 ヘ) その他（具体的にご記入ください）	(イ) 72 57.6% (ロ) 58 46.4% (ハ) 15 12.0% (ニ) 48 38.4% (ホ) 17 13.6% (ヘ) 1 0.8%	(イ) 31 63.3% (ロ) 24 49.0% (ハ) 6 12.2% (ニ) 21 42.9% (ホ) 5 10.2% (ヘ) 1 2.0%	(イ) 28 73.7% (ロ) 18 47.4% (ハ) 6 15.8% (ニ) 7 18.4% (ホ) 9 23.7% (ヘ) 1 2.6%	(イ) 131 61.8% (ロ) 100 47.2% (ハ) 27 12.7% (ニ) 76 35.8% (ホ) 31 14.6% (ヘ) 3 1.4%
【問63】 移転価格税制と税務コンプライアンス 移転価格税制は、紛争が発生した場合に				

は規模が大きく、かつ解決するまでに2年以上の長期間を要する事例が多いため、企業の負担が大きく、事業の円滑な発展に支障をきたす可能性があります。このため、これら税務リスクを軽減するとともに、調査等への負担軽減等を図るため、紛争が発生しないように企業による自主的・予防的な対応が重要となります。行政当局においても、その事務負担は大きいことから、紛争解決型から予防的対応に力を入れています。移転価格税制における、税務コンプライアンスについてどのように考えますか（複数回答可）。												
イ）企業において、税務リスクを軽減するため、移転価格税制に関する認識、取組、根拠となる疎明資料の作成等を全社的に整合性のあるものとすることが重要である。	(イ)	53	42.4%	(イ)	19	38.8%	(イ)	20	52.6%	(イ)	92	43.4%
ロ）海外の子会社を含め、関係会社全体が移転価格税制への統一的な対応をとることが重要である。	(ロ)	42	33.6%	(ロ)	12	24.5%	(ロ)	8	21.1%	(ロ)	62	29.2%
ハ）移転価格に関する問題（取引価格の設定や独立企業間価格の設定等）に対するトップマネジメントの適切な関与は、社内組織体制として必要である。	(ハ)	42	33.6%	(ハ)	18	36.7%	(ハ)	12	31.6%	(ハ)	72	34.0%
ニ）行政当局は、移転価格税制に関する企業のコンプライアンス向上に資する指針等を提供すべきである。	(ニ)	53	42.4%	(ニ)	20	40.8%	(ニ)	19	50.0%	(ニ)	92	43.4%
ホ）企業は、行政当局と移転価格税制に関して積極的にコミュニケーションをとるべきである。	(ホ)	18	14.4%	(ホ)	6	12.2%	(ホ)	10	26.3%	(ホ)	34	16.0%
ヘ）行政当局は、企業からの相談に対応した体制を整備すべきである。	(ヘ)	52	41.6%	(ヘ)	20	40.8%	(ヘ)	13	34.2%	(ヘ)	85	40.1%
ト）企業は、外国の行政当局とのコミュニケーションに対し積極的に取り組むべきである。	(ト)	11	8.8%	(ト)	5	10.2%	(ト)	5	13.2%	(ト)	21	9.9%
チ）その他（具体的にご記入ください）	(チ)	8	6.4%	(チ)	4	8.2%	(チ)	0	0.0%	(チ)	12	5.7%
【問64】 税制上の一般的な問題認識 税金一般に関する問題点について、該当するものをお答え下さい（複数回答可）。												
イ）国民に税金（含む社会保障負担）、歳出に関する知識、情報が正確に伝わっていない。	(イ)	48	38.4%	(イ)	16	32.7%	(イ)	17	44.7%	(イ)	81	38.2%
ロ）クロヨンが存在し、サラリーマン世帯の不公平感につながっている。	(ロ)	64	51.2%	(ロ)	30	61.2%	(ロ)	8	21.1%	(ロ)	102	48.1%
ハ）国及び地方ともに徴税率が低く、財源確保、公平性の両面から問題である。	(ハ)	31	24.8%	(ハ)	13	26.5%	(ハ)	9	23.7%	(ハ)	53	25.0%
ニ）加算税や刑事罰等は租税負担の公平の確保につながるもので、罰則を強化すべきである。	(ニ)	9	7.2%	(ニ)	0	0.0%	(ニ)	8	21.1%	(ニ)	17	8.0%
ホ）グローバル化が進展する中で、移転価格課税での更正や事前協議が増加する等、予見可能性が不十分であり、時代の変化に税制等の整備が遅れている。	(ホ)	55	44.0%	(ホ)	22	44.9%	(ホ)	10	26.3%	(ホ)	87	41.0%
ヘ）制度が複雑化し、事務負担、費用の増大等となっている。	(ヘ)	85	68.0%	(ヘ)	38	77.6%	(ヘ)	19	50.0%	(ヘ)	142	67.0%
ト）その他（具体的にご記入ください）	(ト)	0	0.0%	(ト)	0	0.0%	(ト)	5	13.2%	(ト)	5	2.4%
【問65】 納税環境の整備 納税環境の整備についてどのように考えますか。該当するものをお答え下さい（複												

数回答可)。												
イ) 財源確保、公平性の担保が重要であり、徴税率をあげるために、徴税組織の拡充が必要。	(イ)	16	12.8%	(イ)	1	2.0%	(イ)	13	34.2%	(イ)	30	14.2%
ロ) 徴税効率を上げるため、地方公共団体間での共同化、国税庁と地方の連携が必要。	(ロ)	48	38.4%	(ロ)	24	49.0%	(ロ)	16	42.1%	(ロ)	88	41.5%
ハ) 税に関する正しい知識や納税者意識を涵養するため、義務教育に租税教育を導入する。	(ハ)	27	21.6%	(ハ)	10	20.4%	(ハ)	17	44.7%	(ハ)	54	25.5%
ニ) 税に関する知識の習得、国民の納税者意識の向上を図り、申告納税制度を適正に履行できるように、ホームページをはじめあらゆる媒体を活用した情報提供活動を行うべきである。	(ニ)	34	27.2%	(ニ)	18	36.7%	(ニ)	8	21.1%	(ニ)	60	28.3%
ホ) 電子申告、電子納税等の利用促進・改善など納税者の利便性向上への取組みを一層推進すべきである。	(ホ)	41	32.8%	(ホ)	18	36.7%	(ホ)	6	15.8%	(ホ)	65	30.7%
ヘ) 納税者の利便性の向上、予測可能性や経済取引の安全性の確保を高めることになるので、事前照会に対する文書照会等の手続きを改善すべきである。	(ヘ)	42	33.6%	(ヘ)	22	44.9%	(ヘ)	16	42.1%	(ヘ)	80	37.7%
ト) 地方税申告・納付の簡素化	(ト)	67	53.6%	(ト)	25	51.0%	(ト)	16	42.1%	(ト)	108	50.9%
チ) その他(具体的にご記入ください)	(チ)	1	0.8%	(チ)	1	2.0%	(チ)	4	10.5%	(チ)	6	2.8%

Ⅳ. 回答者の業種・職業

【問66】												
ご回答された方は次のどれに該当しますか。												
＜法人会員の方、 租研役員の方＞												
イ) メーカー関連	(イ)	52	41.6%	(イ)	17	34.7%	(イ)	0	0.0%	(イ)	69	32.5%
ロ) 金融関連	(ロ)	12	9.6%	(ロ)	6	12.2%	(ロ)	0	0.0%	(ロ)	18	8.5%
ハ) 流通関連	(ハ)	5	4.0%	(ハ)	1	2.0%	(ハ)	0	0.0%	(ハ)	6	2.8%
ニ) IT・情報通信関連	(ニ)	4	3.2%	(ニ)	1	2.0%	(ニ)	0	0.0%	(ニ)	5	2.4%
ホ) 運輸関連	(ホ)	8	6.4%	(ホ)	3	6.1%	(ホ)	0	0.0%	(ホ)	11	5.2%
ヘ) 建設・不動産・エネルギー関連	(ヘ)	20	16.0%	(ヘ)	12	24.5%	(ヘ)	0	0.0%	(ヘ)	32	15.1%
ト) マスコミ・教育関連	(ト)	1	0.8%	(ト)	0	0.0%	(ト)	0	0.0%	(ト)	1	0.5%
チ) レジャー関連	(チ)	1	0.8%	(チ)	0	0.0%	(チ)	0	0.0%	(チ)	1	0.5%
リ) 公共団体、公益法人等	(リ)	10	8.0%	(リ)	4	8.2%	(リ)	0	0.0%	(リ)	14	6.6%
ヌ) その他	(ヌ)	11	8.8%	(ヌ)	4	8.2%	(ヌ)	1	2.6%	(ヌ)	16	7.5%
＜個人会員の方＞	(ル)	1	0.8%	(ル)	0	0.0%	(ル)	24	63.2%	(ル)	25	11.8%
ル) 税理士・公認会計士	(ヲ)	0	0.0%	(ヲ)	0	0.0%	(ヲ)	6	15.8%	(ヲ)	6	2.8%
ヲ) 教員	(ワ)	0	0.0%	(ワ)	0	0.0%	(ワ)	0	0.0%	(ワ)	0	0.0%
ワ) 公務員	(カ)	0	0.0%	(カ)	1	2.0%	(カ)	7	18.4%	(カ)	8	3.8%
カ) その他												